

第五十五回国会 衆議院 農林水産委員会 議 録 第 六 号

昭和四十二年五月十日(水曜日)

午前十一時十分開議

出席委員

委員長 本名 武君

理事 飯谷 忠男君

理事 高見 三郎君

理事 森田重次郎君

理事 東海林 稔君

理事 安倍晋太郎君

理事 小澤 太郎君

理事 鹿野 彦吉君

理事 小坂善太郎君

理事 坂村 吉正君

理事 丹羽 兵助君

理事 藤田 義光君

理事 栗山 秀君

理事 兒玉 末男君

理事 實川 清之君

理事 島口重次郎君

理事 森 義親君

理事 斎藤 実君

出席政府委員

農林政務次官 草野一郎平君

農林省農林經濟局長 大和田啓氣君

委員外の出席者

専門員 松任谷鍾太郎君

五月十日

理事赤路友藏君同日理事辞任につき、その補欠として石田有全君が理事に当選した。

本日の會議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

農業共済基金法の一部を改正する法律案(内閣)

第一類第八号

農林水産委員会議録第六号

昭和四十二年五月十日

提出第二十八号

○本名委員長 これより會議を開きます。

この際、理事辞任及び補欠選任の件についておはかりいたします。

理事赤路友藏君から理事の辞任の申し出がありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

次に、ただいまの理事辞任に伴うその補欠選任につきましては、先例により委員長において指名いたしましたと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○本名委員長 御異議なしと認め、よつて、理事に石田有全君を指名いたします。

○本名委員長 農業共済基金法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。佐々榮三郎君。

○佐々委員長 私は、ただいま上程されております農業共済基金法の一部を改正する法律案について質疑をいたします。なお、この質疑を終わりましたら、若干農業共済制度全般について引き続いてお尋ねをいたしたいと考えております。

そこで、まず第一に、このたびの改正でございますが、この改正によりまして増資をするという案がありますが、この増資の直接の原因になりましたのは、四十年に行なわれまして連合会の不足金のたな上げ措置、これが今度の改正の直接的な原因であると思ひます。そこで、まずお伺いを申し上げます、このたな上げ当時の連合会の

状況と、最近における連合会の状況——財務の状況でございますが、これをたな上げ当時と現在に區別をいたしまして、その余剰金、不足金の金額、及び連合会数、こういうようなことにつきましてまずお伺いをいたしたいと思ひます。

〔委員長退席、倉成委員長代理着席〕

○大和田政府委員 お答え申し上げます。

直接この不足金の貸し付け金に對します分を二十五億圓ほどたな上げいたしました当時のもようを申し上げますと、農作物共済勘定あるいは蚕繭共済勘定、家畜共済勘定、それぞれの連合会で合計二十六の連合会が不足金を持っております。その不足金の合計は四十七億五千萬圓にのぼっております。内訳を多少詳細に申し上げますと、農作物の共済勘定で、不足連合会の数が二十三で、不足の金額が三十四億五千万でございます。蚕繭勘定におきましては、不足連合会の数が十八で、不足金額が二億八千万、家畜共済勘定におきましては、不足連合会の数が二十五で、不足金は十億二千万、二十六の連合会で合計四十七億五千万圓という状態でございます。

ところが、このたな上げをいたしましたことから、一つはそれだけ利子の負担が減つたということと、もう一つは、その後の災害の発生状況も影響をいたしました。四十年末におきましては、四十七億五千万圓の不足金が、連合会の数といたしましては二十六でございますが、四十三億三千万圓に減少をいたしましたわけでございます。三十八年のときと合算しまして勘定別に申し上げますと、農作物の共済勘定が三十億三千万圓、蚕繭共済勘定が二億五千万圓、家畜共済勘定が十一億九千万圓となりますが、合計で不足金を生じていないことも、勘定別には不足金を生じている連合会があることがあつたので、これを調整して、赤字の合計は四十三億三千万圓ということでございます。赤字といひますか、不足金の減り方は決してそれはど

顯著でございせんけれども、この不足金の貸し付け金のたな上げによりまして、相当財務状況の改善が見られるわけでございます。

○佐々委員長 ただいまの御説明によりまして大体わかりましたが、不足連合会の金額等が幾分減少をしておること、これは事実と思ひます。また、今後ともそういう方向をたどるものと考えてございしますが、そういう点と、それから、いま一つは、三十八年の制度の改正によりまして末端の組合の責任が非常に大きくなりまして、連合会の業務範囲というものが縮小されたわけでございますが、そういうような点から、今後の連合会の不足金の出方というものは、先ほど申し上げたとおり、ある程度減つてまいらる、こういうふうに考えるのであります。そういうような点から申し上げますと、基金の融通性と申しますか、そういうようなものが相対的に減少して、ある程度余裕金を持てるといふような方向へ進んでいくのではないかと考えられるのでございします。

それと、いま述べた基金の余裕を知る参考資料として、現在の基金の運営の状況、特に私がお伺いをしたいと思ひますのは、四十年にたな上げが行なわれまして、四十年までの決算の状況は承知をいたしておりますけれども、四十一年度の基金の決算の状況、これは公式にはあるいは発表できない段階かとも思ひますけれども、少なくともこういう法案を上程せられておるわけでありまして、ひとつ四十一年度の決算の状況がわかりましたならばこの際明らかにいたしたいと思ひます。

○大和田政府委員 基金の決算の総額は六月ころやるつもりでございますが、まだ固まつた数字ではございませんが、大体現在私ども承知しております範囲内での見込みを申し上げます。赤字といひます。

四十一年度の予算といたしましては、一億一千

二百万円ということを経費を見まして、そこで収支とんとんという計算をいたしたわけでございますが、実際やってみますと、多少事務の合理化ということで経費を節約したこともございすけれども、借入れ金の利息が予想外に減りました関係で、収支とんとんの子想が約八百万円程度の黒字として決算が見込まれる状態になっておるわけでございます。

○佐々委員 私の手いした資料によりますと、四十一年度の剰余金でございますが、これが一千二百万円余りになっているように承知をいたしておるわけですが、これはいかがでございますか。それにあわせまして、四十二年度末における積み立て金の総額が幾らになっておるかということをお伺いしたいと思います。

○大和田政府委員 積み立て金の総額は約十二億と承知いたしております。

それから、四十一年度の決算の数字で千万円をこえるふうにいまだ御質問がございましたけれども、私も、私も別に数字を隠しておるわけでもございませんで、どういう経路でその数字が手に入りしたかちょっと見当がつかぬかもしれませんが、私も承知しております。剰余金は約八百万円で、これは別に過小に見積もっておる数字ではないつもりでございます。

○佐々委員 私、基金から「基金月報」の四月号というのをいたしたわけでありまして、この中に「昭和四十二年の事業計画と予算」というのがございす。これを読ましていただいたわけでありまして、これによりまして、第一は昨年の暮れからここの期首にかかまわした状況でありまして、自己資金四十二億円に対して貸し付け金が三十八億円を下回って、差し引き四億円の余裕金を持って新年度を迎えた、こういうことになっております。

それから、さらに、先ほど申した資金計画によつて見ますと、各四半期ともに二億六千万円から六億六千万円余りの余裕金を持つことが出来るような内容になっておるようでございます。

それから、貸し付けの回収計画を見ますと、各四半期ともに期首貸し付けの三十八億円程度でやつていける、こういう見通しを立てておるようでございます。

途中でいろいろ農林中金等からの借入れの必要が生じることはもちろんでございますが、また、それに対して金利を払う、金利が必要であるということももちろんでございますが、以上のような事業計画あるいは資金計画、こういうようなものを見ますと、どうか現在のままでもやつていけないような状況でもないように見受けらるのではありませんか。これはもちろん今度の六億の増資については一応除外をしたところの基金の計画でございますから、そういう点を考えてみますると、いま増資の緊急性と申しますか、そういう点について、少なくともこの書類を見ましたときに私が感じたことでありますが、緊急性の問題について若干の疑義がありますので、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 今回の出資六億を必要とする理由といたしましては、現在の政府の出資が十五億で、連合会の出資が十五億で、三十億の出資金と、積立金が約十二億ございすところに、無利子のたな上げの貸し付け金とにわけて二十五億弱持つておるわけでございますから、基金のふところぐあいといたしましては決して楽ではございせんことは御承知いただけると思うのであります。したがって、たな上げをいたしますまでは、大体一億程度の剰余金がございまして、それを積み立て金にどんどん積み立ててまいりましたわけでありまして、二十五億の無利子貸し付けをいたしましてからは四十年におきましては収支がちょうどとんとんになりまして、四十一年度におきましては、収支とんとんの子想を組みましたところ、幸いにして借入れ金の額が予想よりは減りましたもので、先ほど申し上げましたように、八百万円程度の剰余金が出る状況でございます。それから、御指摘になりました四十二年の予算におきまして、収支とんとんの子算が組んでござ

います。したがって、それらを勘案いたしますと、六億の増資は必要と行なわなくてもいいではないか、ぜひ今回六億増資しなければならぬ緊急性はないではないかというふうに言われることは、私はある意味でもっとも——もっともという失礼でございますけれども、当然そういう御疑問が出るであらうと思ひます。ただ、私ども、とにかく三十億の出資金と十二億の特別積み立て金等、合わせて四十二億の資産のところへ、二十五億とにかく無利子たな上げの貸し付けをいたして、四十一年度におきましては幸いにとんとんの収支の予想のところが八百万円ほどの剰余が出たわけでございますし、四十二年におきましては、これは多少無理して組んでおるわけでございますけれども、収支とんとんの子算が組んでございまして、今後十年間を通じてだんだん赤字がふえて、十年間たちますと総計一億程度の赤字の累積があるという想定で、その赤字の累積を防ぐために、六億の出資を現在しておきたいという趣旨でございます。したがって、基金のそういう財政面状況から、出資の増加ということ、関係連合会からも前から意見がございまして、実は四十一年度の予算を作成する際にも、基金あるいは関係連合会から、農林省として政府出資の分の三億の予算を計上してほしいという相当強い要望があったわけでございますけれども、私も、農業保険のたてまえからいまして、当然、農家あるいは組合、連合会等々の拠出の上に政府が補助をするというたてまえのものでございまして、出資金の増加をいたします場合でも、政府がいかなる金を出すということではなくて、関係連合会のほうで、いわばその必要を痛感されて、どうしても政府も出資をしてほしい、自分たちも当然出資をするからという、そういう気合いが十分に熟したときに政府が出資するということをやるのが適当でございまして、私も、一応四十一年度の予算案の編成に際しましては大蔵省に相当強く要求したわけでございますが、最後の折衝においてこれを落として四十二年に回した経過が

ございます。四十二年におきましても、いわば六億の出資を必要とする理由というのは、急性流行病に対する対策ということではございせん、で、いわば慢性の病気の結果十年間で一億程度の基金の赤ができる、それをできるだけ事前に手当てをして、基金の財政の確立あるいはひいてはこれは農業保険全体の運営の健全化に資するわけでございますから、それをやるべきであるというふうに感じたわけでございます。

長らく申し上げて恐縮でございますけれども、要約いたしますと、六億の出資を四十二年に行ないませんでも、そう目に見えて基金の収支状況が悪くなるというところではございせん。四十二年におきましては大きな赤字ができるというわけではございせんが、だんだん赤字が累積して将来基金の健全な運営が妨げられるという見込みがありますこと、出資をいたします連合会の方の気合いが熟して、自分たちも出資してほしいという三億出資するから、政府も出資してほしいというところで、いわばあうんの呼吸が合ったわけでございますから、四十二年におきまして政府は三億出資を、全体として六億の出資をいたすということに踏み切ったわけでございます。

○佐々委員 次に、この機会にお伺いしておきたいと思ひますのは、二十四億六千七百万円のたな上げが四十年に行なわれたわけでございますが、その後連合会の財務状況はかなり好転をしたところもあるように聞いております。この不足金のたな上げをした連合会の中で、そのたな上げの部分を除いて赤字がもう全然なくなったというふうな連合会はございすか。

○大和田政府委員 たな上げ以後、赤字の連合会で赤字がなくなったというものはそう多くはございせんが、たとえば佐賀におきましては赤字を解消したという例がございす。

○佐々委員 いまのところ佐賀だけでございす。そこで、私はお伺いしたいのでございますが、

これは当然基金としてもお考えになっておられるのでございます。このたな上げ措置の解除ということについてどういふふうにお考えになっておられるか。先ほどいろいろ局長から今後の基金に生ずるおそれのある赤字の問題等についても話がございましたが、順調に連合会が立ち直りまして、たな上げ金額を徐々に解除をしていくというような措置がとられるというふうな場合には、いま想定せられておられる赤字問題もなくなるのではないかと。先ほど言われた一億の赤字という問題は、このたな上げ措置の解除というものを考えたくなった上でのそういう見通しであるかどうか、こういうことをお答えいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私ども、二十五億に近いたな上げが解消することはたいへん望ましいことでございませうけれども、なかなかそう簡単にはまいらないだらうというふうに思ひます。したがいましめて、いまましくこのたな上げを、いわば凍結してある分をどうするかというところについては結論を出してはおられないわけでございます。しかし、いづれにしろ、このたな上げ措置をとりましたのは、農業保険全体の運営の円滑化といひますか、特に連合会の財務の好転あるいは事業の健全化といふことを策してのことでございますから、その時点においてそういう方向を考えたがら処置いたしていきなさい。現在ただいまのところは、その凍結分をどうするかというふうにはまだ結論が出ておられないわけでございます。

○佐々委員 お答えでございますが、いまこういうような増資をなさるについては、やはりこのたな上げ金額を将来どうしていくかということについての一応の方針、めどをつけておく必要があると私は思ひます。たちまちすぐに解除するといふことは、これは私はそういうことをお勧めするわけではありませうけれども、少なくとも将来の基金の資金計画あるいは増資の問題というものを考える場合には、この二十四億という巨額なたな上げ部分が一体どういふふうになるかということに

ついての確固たる見通し、計画を持つべきだと、こう私は思ひます。これについてもう一度ひとつお答えをいただきたい。

○大和田政府委員 たな上げ分は二十五億に近い非常に巨額なものでございまして、それをすぐ凍結を解いてどうするかというふうな結論を下すことは、まだ相当先のことでないかと、非常に架空の議論になる可能性もあるわけでございます。したがいましめて、今回の六億の増資をいたします分につきましても、その二十五億の問題は、いわばたな上げをして、今後の検討にまかしたわけでございます。

○佐々委員 これは私は、個人の場合でも、人に金を貸しておる、すると、その相手のふところやあいを見ながら、いつごろになったらこの金が入ってくるかというところを考えたがら、自分の家計といふものから、さらに借り入れをするかどうかというふうなことが考えられるのであつて、この場合においても、貸し付けておるお金のことを全然忘れてと申すと語弊があるけれども、それを全く不問に付して、ただ増資といふことだけを考へるといふのは、どうも私は基金の運営についてまことに不徹底だと思ひます。これについてはこの程度にいたしておきたいと思ひますけれども、ひとつこの点はお考えになる必要があると思ひます。

それから、さらに、このたな上げ措置に関連をしてお伺ひしたいのは、たな上げ措置といふものが今後行なわれる場合があり得るかどうかと、そういうことについてお伺ひをしたいと思います。連合会の中には、たな上げ措置がとられてもなおうまくいかなない連合会もあるわけでございます。それで、この点について、これだけの一回限りのものか、今後行なわれる予想が持たれるかどうか、これについてお伺ひしておきたいと思ひます。

○大和田政府委員 二十五億に近い額の貸し付け金のたな上げでございますから、これは私どもほんとうに異例の措置といふふうな考へております。特に四十年間にこの措置を行ないましたの

は、連合会の不足金が、戦後の異常な生産条件下にありました昭和二十年代の連年の災害に基づくものが大部分でありましたことと、それからさらに、昭和三十八年に制度改正を行ないまして、連合会の手持ち責任が縮小されましたので、制度上不足解消の機会が少なくなったといふ、そういう特別の事情を勘案して行ないました、いわば特殊事情に基づく一回限りの措置といふふうな考へております。したがいましめて、現在の制度を前提とする限り、また二回、三回たな上げ措置を講ずるといふふうには私ども現在のところ考へておりません。

○佐々委員 次に伺ひたいのは、今度の増資の金額が六億円ということになっておるわけですが、その六億円という数字の根拠、どういふ根拠から、これが十億円とならずに六億円になったかといふことについて、ひとつ御説明をいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 これは相当将来の基金の事業の経営を見通しての問題でございますから、なかなか的確にお答えすることはむずかしいわけでございますが、先ほどお話しいたしましたように、現在の条件で事業を健全に運営しようといひましたと、基金の不足金、いわば事業の不足金が今後十年間に一億累積するといふ勘定でございます。したがいましめて、この十年間に一億赤字が累積することを防ぐためにどれだけの増資が必要かといふ勘定をいたしまして、六億円という数字を得たわけでございます。

○佐々委員 ただいまのお答え、どうも私納得いたしかねる点がありますが、こういう問題だけにどまっておるわけにいきませんので、先に進みます。

この六億円の増資の半額の三億円は連合会に出資をさせるわけでございますが、その連合会にどういふふうなやり方で配分をする予定か、これをお伺ひしたいと思います。

○大和田政府委員 農業共済基金をつくりましたときに連合会から十五億の出資をいたしたわけ

でございます。その十五億の出資をいたしましたときは、各連合会に割り当てる基準をいたしまして、平等割り、それから二十七年年度の保険金額割り、さらに数年間の事業の不足金額割りといふことで十五億の勘定を出したわけでございます。

それで、今回の六億の増資、したがいましめて連合会が三億の増資をいたしますときに、県の連合会長の会議をやりまして、出資をいたすことと、どういふ標準で出資をするかといふことで、議論があつたわけでございますが、その際に、前十五億の出資をいたしましたときの数字、これは十五億と今回三億でございますから、今回の出資額は前の五分の一でございますが、前と同じ基準でやったらどうかという意見にまともりまして、前回に割り当てました金額の五分の一を各連合会で受け持つというところに円満に協議がととのつたわけでございます。これは、連合会別にどういふ基準で割り当てるかといふことは、議論をしだせば各連合会の利害の問題にかかりまうから、なかなかおさまりにくいところでございますけれども、幸いに、以前にやりました標準どおり、以前にきめました金額の五分の一を出資しようといふことで円満にまともりましたので、役所といひました特別にそれについて異議を申し述べ

る必要がございせんので、そういうことで今回の出資をやりたいといふふうな考へております。

○佐々委員 連合会の会長会議なり、そういうふうなところで話がまぐる、うまくできたからというふうなことで、こういうふうな五分の一を前回の割合で負担させるということになったようでございます。ただ、私がお伺ひをしたのは、前回の十五億の出資のときにも、これはやはり、あの当時の連合会の段階としての将来における基金の利用度などを勘案するとともに、連合会の当時のそれぞれの経済状況、財務の状況などが勘案されたと思ひますが、いかがでございますか。

○大和田政府委員 前十五億の出資をいたしたときの基準の考へ方は、先ほど申し上げましたとおり、平等割り、あるいは保険金額割り、事業

の不足金額割りということできめましたわけでございませう。その当時における各連合会の財務の事情というのは若干考慮をいたしたことがあるかも知れませんが、現在では、連合会が三億の出資をいたします場合に、赤字の連合会がございませう、黒字の連合会がございませうから、極端な議論をいたしましては、黒字の連合会が出資すればいいではないか、赤字の連合会にまでしわを寄せなければならないかという御意見も、御意見としてはあつたわけでございませう。ただ、私も、それから各連合会の人たちの最終的な考え方、実は農業保険は単年度で勝負するものではございませう、相当長期にわたつての財政の均衡といひます、収支の均衡をはかるのがたてまつてございませう、いま黒字の連合会でありまして、いつ赤字になるか実はわからないという問題がございませう。それから、黒字の連合会でも基金から金を借りる必要が出ることも当然でございませうし、また、赤字の連合会にいたしましても財務事情が好転する可能性があるわけでございませうから、黒字の連合会だけにこだわらず、赤字、黒字の連合会を含めて全体でこの出資をしやうということに結局はきまつたわけでございませう。

○佐々委員 前回の十五億の出資のときには上から下まで強制的な出資の方法だつたと思うので、今度の三億の出資は任意的なやり方で出資させるといふことになっておりますが、こういうふうにした理由をお伺いしたいと思います。

○大和田政府委員 前回に出資をいたしました当時のことを考えますと、災害が非常に連続して起こつて、各連合会が赤字に非常に苦しめられておつた事情がございませう。したがひまして、連合会が自分の力を出資をするというのではどうも不可能な時代であつたわけでございませう。したがひまして、いわば強制出資ということが適当でないかも知れませんが、だんだん下におろして農家から金を取るということにいたしましたわけでございませう、今回の出資にあたりましては、各

連合会の財務状況も相当好転をいたしまして、連合会の中で始末ができる可能性が相当出てまいりましたことと、それから、前回の十五億に比べまして今回は三億といういわば五分の一の額でございませうから、それほど組合なりあるいは農家なりに迷惑をかけるという事、直接農家から金を取るということにならなくて済むのではないだろうか。実は私も連合会に對していろいろな機会に財務上相談に乗つたりあるいは調査をいたしたりする機会がございませうけれども、どういう形でこの三億を出すだろうかということも連合会とそれぞれ相談をいたしました結果によりまして、自分の特別積み立て金等を取りくずして納められますといふところももちろんございませうし、県から相當の補助金をもちやうといふところもございまして、組合に對して賦課するといふ例はわりあい少ない。これは私も事前の打ち合わせでございませうから結論的にどうなるかといふことは必ずしも明らかではございませうが、私も承知しております限り、また大体大勢としてはさうであらうと思ひますが、組合に賦課金をおろすといふのはたしか一割はございませう。もつと少ない数字であつたらうと思ひます。大体県あるいは連合会の責任において、もちろん連合会が一時借り入れて立てかえるといふ場合もあるわけでございませうけれども、組合にまでおろしてやるといふこととでございませう。したがひまして、強制出資といふ形をとらないで、任意出資といふことで十分かなるのではないかとこの結論になつたわけでございませう。

○佐々委員 任意出資でやつていけるというお話でございませう。ただ、私は、連合会によつては必ずしも局長が言われたようにこの出資がたいした支障なく行なわれるというふうには見受けられないでございまして、相當いろいろやりくりをしたり頭を痛めておる連合会もあると思ひます。特に一つは、赤字の連合会がございませう。これに一律五分の一の出資といふことになつてゐるわ

けなんです、大体、赤字のためにたな上げ措置をせられたといふ連合会にも、黒字の連合会と同じような率で出資をさせるといふことに、私は一つの矛盾があると思ひます。金額が少なからずと言われればそれまででございませう。しかし、県によつては、県のほうでその金をそうスミーズに出してくる県ばかりでもなし、末端の組合へ割つてくれるところも相當あると私は思ひますが、こういうような赤字連合会の、現在のようない、たな上げせられてなお負債が一向に減らぬといふような連合会に對しても一律に五分の一の出資をさせるといふことは、どうも矛盾しておるやうに私は思ひます。それから、もう一つ、黒字の連合会の立場から見ても、黒字の連合会は基金をあまり利用しない。そういう点から申しますと、自分らは利用せず他の連合会が利用するの、自分らもまた追加して出資しなくてはならぬといふことについては、私は相當不満があると思ひます。そういう点から考えると、五分の一を一律に出資をさせるといふことが、局長の考へておられるやうにそう円滑にいくものかどうかといふことについて、私は疑問を持つておるわけでございませう。

そこで、今度のこの六億の出資について、考え方によれば、全額を政府が出資するといふことも考えられるわけですが、それからまた、三億、三億といふこの比率を、政府の部分にもつと多くすることといふこともできるわけですが、そういうことについて局長として大蔵省と折衝したことがあるかないか、たとえば今度の出資は全額を政府が出資してもらいたいといふやうなことを折衝したことがあるかどうか、これをお伺ひしてみたいと思ひます。

○大和田政府委員 三億の出資につきましては、私はそう簡単に各連合会がやれるというふうには申し上げたわけではございませう。これは、先生も御指摘になりましたやうに、黒字の連合会、基金の世話にそなひませうから、何もわれわれ出す必要はないかといひますし、赤字の連合

会、われわれ台所が苦しいのに、とても出資はむずかしいと言ひつけてございませうから、三億の出資がやさしいといふやうに申し上げたわけではございませう。しかし、先ほども申し上げましたやうに、農業保険制度といふのは、国と農民とのいわば合体した事業でございまして、その政府だけが出資をすればいいという制度的な趣旨のものではないと私は思ひます。農家のほうから金を出すから政府も出すといふ形で事業を進めたいといふかぬ性質のものであると私は思ひます。したがひまして、四十一年度三億の出資の要求を大蔵省にいたしましたときも、それから四十二年度におきまして予算折衝しましたときも、全額政府が出資すべきだといふやうに私も申し上げておりました。初めから、六億の出資で、うち二分の一は政府の出資といふやうに考えたわけでございませう。

○佐々委員 時間が十二時に近づいておりますので、もう一、二点だけ質問をして午前を終りたいと思ひます。

この赤字連合会の場合でございませうが、この程度の金額であつてもなかなか調達に苦労をするといふ連合会もあると私は思ひます。そういう場合に、この出資金の分納といふことを認められるかどうか、これをお伺ひしてみたいと思ひます。

○大和田政府委員 赤字の連合会が出資がなかなかむずかしいものがあることは、私はそのとおりであらうと思ひますが、先ほども申し上げましたやうに、前回の出資金十五億に比べまして今回はその五分の一の三億でありますことと、それから、連合会の事業規模が最近におきましては相當大きくなりまして、この三億といふ金も、二十七年当時と比べて、連合会の全体の事業の運営に對する比率はよほど小さくなつておるわけでございませう。したがひまして、赤字連合会に相當苦しいところがあるやうに思ひますけれども、私も、今回の分は分納といふことではなくて、四十二年度中に出資をしてもいいといふやうに考

えておるわけでございます。

○佐々委員 もう一つだけ質問します。

前回の基金創立当時の出資の方法を見ますと、まず設立のときに国が十五億円を出資をして、設立の後に連合会に対して十五億円を出資をさせた、こういう経緯がございます。今度の場合、この六億の出資については、前回同様、まず国が出資をして、そのあとで連合会が出資をする、こういうふうな解釈をしてよろしゅうございませうか。

○大和田政府委員 今回の出資は、政府がイニシアチブをとったというよりは、むしろ連合会の方から、自分たちが出資をするから政府もしてくれというふうに強く言われた経過もございします。で、まず政府が三億出資してから徐々に連合会が出資をするという形をとらないで、私どもは、連合会の出資をするのと同時に政府も出資をするという形にしたいと考えております。

○佐々委員 政府と連合会とが同時に出資をするということは、これは可能でしょうか。

○大和田政府委員 これは、連合会のほうでいつ出資するかといういろいろな御相談が当然あるわけでございますから、足並みをそろえて、何月何日に出資をする、政府もその日に出資をするというところで私は可能だろうと思っております。

○佐々委員 私が聞いたところによりますと、これはあるいは間違いかもわかりませんが、大蔵省のほうでは、連合会の出資が全部完了してしまわなければ政府は金を出さぬ、こういうようなことを言っておるうちに私は実は聞いておるわけでございます。そういうことを現に大蔵省は言っておるかどうか、ひとつお答え願いたい。

○大和田政府委員 予算折衝の過程におきまして、これは連合会から出た話でございますから、連合会が積んでから政府が出資するのが筋ではないかという話が私どもの間で出たことは事実でございます。ただ、それは事実でありませうけれども、実際問題として、連合会がまず散発的といいますか、ぼつぼつ出資をされて、それを持って政府が出資をするということは、はなはだ事務的に

もまずいわけでございますから、私は、連合会とはにかく出資をするというふうな言われておるわけでございますから、いつ出資するかということと十分話を詰めて、そのときに政府も出資するという形での問題を処理したいというふうに考えております。

○佐々委員 そうすると、先ほど私が言った、連合会が出資を完了しなければ政府は金を出さぬというのではないわけでございますか。連合会のほうで全額出資を完了しなければ大蔵省は出さぬというふうなわけではない、この点もう一度ひとつ……。

○大和田政府委員 理屈を申しますとはなはだかどが立つわけでございますけれども、私は、出資としては、今回の出資は連合会のほうから、連合会が出資をするから政府も出資してくれという話があった経緯からいたしますと、まず連合会が出資をして、後に政府が出資するということも、私は一つの理屈であろうと思ひます。筋から言えはそういうことだなどというのを大蔵省と私どもと話し合った事実でございます。しかし、それをそのまま取り上げてやりますことは、はなはだかどが立つわけでございますから、連合会も出資するということはそのまま引き受けておるわけでございますから、いつ出資するかという日をそれぞれ詰めてもらいまして、同じ日におそらく出資するわけでございますし、そのときに政府も出資するという形で、この問題を円満におさめたいというふうに考えておるわけでございます。

○佐々委員 いまの問題、この程度にしたいと思ひますが、いずれにせよ、私の聞いたことに間違ひがなければ、大蔵省が、とにかく連合会先に出せ、そうでなければ出さぬという、こういう考え方というものは、これは私は非常に間違つておると思うので、今後出資の過程で、私が言つたような事態が起こるかとも思ひますが、そういうときに、連合会に対して、連合会が出資しなければ政府が出さぬから、早く出せというふうな、そういう押しつけがましいことをやらないように、ひと

つお願いしておきたいと思ひます。

○倉成委員長代理 午後一時再開することとし、これにて休憩いたします。

午後零時四分休憩

午後一時二十九分開議

○本名委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き質疑を行ないます。佐々栄三郎君。

○佐々委員 私は定刻十五分前にここに出席をしたわけですが、委員長と政府側とがなければ、われわれがいかに早く出てきてもこれは質問になりません。局長は二十分定刻におくれております。委員長も同じでございます。政務次官は半時間定刻におくれております。どういふ事情によるか、この委員会以上に重要な用件があったのかどうか、ひとつ釈明をしていただきたいと思ひます。

○草野政府委員 おくれましたこと、まことに申しわけございませんが、二階のところまで来まして、私の県の同僚参議院議員が危篤におちいったという話を聞きまして、その話でいろいろ連絡をしておつたためにちよつとおくれました。そのことを御報告申し上げて御了解を得ればよかつたのでありますが、いまだ息を引き取つておるわけでございますので、御報告はいたしたかねますけれども、ある議員が危篤におちいったというので、ただいままでおくれまして申しわけございません。

○大和田政府委員 私は十二時半ぐらいに来てこの部屋のすみにおりまして、先生がおいでになりましたことをよく拝見いたしておりましたが、この席にすわりましたのは二十分過ぎでございます。

○佐々委員 午前中に引き続きまして質疑を続けたと思ひます。

まず第一には、基金法第三十三条による業務範囲の問題でございます。三十三条によれば、基金の業務は、連合会に対する貸し付け並びに保証、この二つになつておりますが、この基金の業務範囲の問題につきましても、今日までいろいろな要求が出ておるわけでございます。また、この委員会におきましても、三十四年の三月十三日に、農業共済基金法第三十九条第一項の特別積立金の処分等に関する臨時措置法に關連して、この業務範囲の拡大につきましても附帯決議が行なわれております。ちよつと読んでみます。「今回の立法措置により農業共済基金の資本金は払込を完了するが、近年の農作事情等を反映して農業共済基金を利用しない会員が増加し、他面、農業共済制度に対する農家の不満が顕在化して共済掛金の徴収が円滑を欠き、この制度の運営が困難を加へつつある現況に対処するため、政府は、農業共済基金制度の機能を十分に發揮せしめるよう速かに左記の措置を講ずべきである。一、農業共済基金の現行業務は、その融資対象が会員の事業資金の一部にとどまつてゐるが、業務経費の融資、災害防除事業のための助成等業務範囲の拡大を図り、もつて農業共済制度全般の健全な発展に寄与しうるよう所要の措置を講ずること。二、会員への不足金融にあたり、保険金支払に必要な資金を貸付け、保険金の完全支払を実現するとともに、融資手続を簡素化して、会員の保険金支払を確実迅速ならしめるよう業務方法書を改訂すること。右決議する。昭和三十四年三月十三日衆議院農林水産委員会」。

○大和田政府委員 今回の六億の出資に關連いたしましては、特別に基金の業務範囲の拡大ということは直接考えておりません。ただ、またあらた

めて御審議をわすれたいと考えております。果樹保険の臨時措置につきましては、新しくこの共済基金の融資をなし得るような制度も現在検討中でございます。

それから、いま御質疑のございました衆議院の農林水産委員会における決議につきましては、私もその後のいろいろ検討いたしましたこと、さらにそれに基きまして実施いたしましたことを申し上げます。一つは事務費の国庫負担金の交付であります。その後たいへん業務といえます。事務の迅速化を行ないまして、その面における連合会の事務の執行に遺憾のないようにいたしましたことが一つでございます。さらに、この点につきましては、共済組合におきまして責任負担の増と申します。手持共済掛け金の増といことがございまして、その面からも事務費に関する問題は、ほとんどなくなつたものと存じます。さらに、災害防除事業に対する助成につきましては、直接基金からの助成ではございませんが、農林漁業金融公庫の業務方法を改正いたしました。農林共済団体の家畜診療所の施設資金あるいは動力防除機の購入資金について公庫からの融資の便もはかつてありますので、その点については、ほとんど事態が変わつたといふふうに考えております。

○佐々委員 ただいまの御答弁、わからぬ点もありませんが、この決議に即して基金の業務の内部でこうした要望を取り入れたという点はあまりないように私は承つたんですが、この附帯決議の趣旨は、私はやはり、基金の業務の範囲を拡大して、末端組合への融資であるとかあるいは貸し付け業務以外に、積極的にこの基金を活用せよという、こういう要請であらうと思うのです。ただいまの局長の御答弁によりますと、どうも基金の業務の点については従来と一向変わらないように私受け取つたんですが、そういうふうに理解してよろしうございませうか。

○大和田政府委員 基金の業務範囲の拡大という点につきましては、御発言のとおり、それほど大きな変化はございません。これは、たとえば町村

単位の組合に対する融資といふことを考えますと、それなりに出資の増額も必要でございますし、また、組合につきましては、先ほど申し上げましたように、共済掛け金の手持ちの増大あるいは三十八年における農業共済の全面的改正によりまして、よほど事情が変わつてまいりましたので、その点については、よほど事態は改善されたと思ひます。それから、共済基金からの融資といふのは、結局共済金の支払い、災害が起りましたときに共済金を農家にできるだけ迅速に支払うための用意でございますけれども、共済金の支払いにつきましては、この一、二年非常に迅速化いたしました。昨年にございましては、相当大きな被害が北海道を中心としてございまして、北海道、東北、北陸、それから長野、私も俗にこれを早場米地帯といふふうに保険で呼んでおりますけれども、この地方に対しまして共済金の支払いは年内に払うことを目途にいたしまして、組合も連合会も相当努力をいたしましたし、私もまた統計調査部にお願ひをして被害の調査を早めまして、昨年にございましては年内に大体支払いが完了したという情勢でございます。したがって、基金の業務の拡充といふ形式におきましては変化はございませんけれども、それを必要とするような共済制度の運用につきましては、私も農林省も、また県の連合会においても、組合も、相携えて業務の改善にはつとめてまいつたつもりでございます。

〔委員長退席、倉成委員長代理着席〕

○佐々委員 ただいま私が読み上げた附帯決議、これは農業共済基金制度の機能を十分に發揮せよ、こういうふうになつておるのでございまして、御答弁によれば、この附帯決議の趣旨は尊重されてまいらなかつた、こういうふうには私は理解をするわけですか。

まあこれはこれといたしまして、この六億円の出資の機会に、これによってかなりのゆとりができるわけでありまして、この際あらためて業務範囲を拡大いたしまして、資金の貸し付け業務に限らずにその範囲を拡大すべきではないかと

私は考えるわけでございます。

それで、まず一つは、現在末端の共済では削減払いをしておるのでございます。この削減払いは、結局のところ、農民の要求といふものが上からの意思によつて削減されるわけなので、これは農民の不利益であるといふことは言うまでもございません。基金を末端の共済にまで貸し付けをするといふことになりましたならば、この削減払いをせずに済むわけでございまして、そういうような意思があるかないか、この基金を利用して完全でん補する意思があるかないか、これが一点でございます。

それから、もう一つは、これはまた連合会あるいは末端の共済でわれわれよく要求を受けるわけですが、事業費だけでなく業務費にもこの基金の貸し付けをしてもらいたい、こういう要求がありますが、これについてどういふふうにお考えになれるか。

それから、後ほど私お尋ねしたいのですが、家畜診療所の拡充とかあるいは防災事業、こういうような方面にもこの基金を活用する、そういう意思はあるかないか。

特に私は、いままで、そういう要請がたびたびありましたけれども、いま申し上げたような点については一向前進したあとがございせんので、出資増のこの機会にひとつ政府の御見解をお伺いいたしたい、こう思うわけです。

○大和田政府委員 今回の六億の出資は、それによつて非常に基金の運営に余裕ができると申します。すなわち、むしろ不足ぎみの基金の財政を直すための措置でございますから、これによつて相当大きな余裕が生ずるといふふうには実はまいらないわけでございまして、ただ、いまいろいろ御質問のありました、たとえば連合会の業務勘定の不足に対する融資でありますとか、あるいは損害防止事業あるいは家畜診療所ないしは単位組合における削減、これに対して不足金を融資するといふようなことにつきましては、私も十分検討に値するといふふうにお考えをいたします。ただ、いさぐそ

れをすみやかに行なうことにつきましては、さらに出資の増額といふことを必要といたしますので、いま直ちにといふふうには考えまされども、十分今後とも検討をしてまいりたいといふふうに考えます。

私、申し上げたいことは、組合が共済金の削減をいたすといふ問題でございますが、これは、制度のたてまえから言つて、削減をしないで済むような事態がございまして、一番望ましいわけでございまして、ただ、三十八年の制度改正以来相当内部の組織が変わりまして、たびたび申し上げますように、責任の負担が相当組合に大きくなつた。したがって、掛け金の保有も従来に比べて大体四、五倍ぐらゐにふえたわけでございまして、そうして、たとえばその村におきまして水稲の全減があらましたような場合におきまして、削減をする度合いといひますものは、一組合平均にいたしまして四十万円弱という状態でございまして、削減といふ問題自体を取り上げて、削減をすることはよくないではないかといふふうにおっしゃいますと、まことにそのとおりで、できるならば削減なしに済ますことが望ましいわけでございまして、削減をするとしても非常に小規模になつたといふことでございます。もしも削減をかりに全部いたしたといたしまして、先ほど申し上げましたように四十万円を割るという状態でございまして、実例をもつて申し上げますと、昭和四十年の水稲の共済金の削減の状況を申し上げますと、被害の組合の総数が三千六百二十九というふうな相当広範囲にわたつておるわけですが、その中で削減をした組合の数は、これは三百九十三でございます。まあ一割の組合が削減をいたしまして、その削減額が総額で一億七千万円、一組合当たりの削減額が約二十七万円でございます。これは、四十年の水稲の支払いの共済金の総額が二百二十三億でございますから、二百二十三億の共済金の総額に比しまして約〇・五％という状態でございまして、毎度申し上げておりますように、削減といふ事態



その次にお伺いをしたいのは、基金創立以来、剰余金の合計額が十二億円余りになっております。特に三十一年以後は、四十年、四十一年を除きまして、毎年一億円余りの剰余金が出ておるわけでございます。なぜこういうような剰余金が出てまいるのかということについて、われわれ見まして非常に奇異な感じがするわけでございます。というのは、農林中金の借り入れ、それから基金からの貸し付け、これが逆ざやになっておりまして、下部の連合会の要求を十分くみ入れてどんどん貸し付けをやるということになれば、当然農林中金からの借り入れも多くなり、逆ざや金利も多くなるわけです。そこで、これは憶測かもしれませんが、そういうようなことにならないように、ことしは剰余金を幾らにするとというような計画のもとで、この農林中金からの借り入れなんかもある程度押え、しがつてまた末端からの借り入れ

私も、予算を当然基金で組むわけでございますから、四十二年でとんとんの収支を組んでおりまして、中金からどれだけの金を借り受けて連合会に貸すかということも一応予算としてはあるわけでございますけれども、基金の金を収支とんとんにするために連合会からの借り受けの要求を断わるとか、あるいはそれによって共済金の支払いがおくれるという事態は、私責任を持ってやらせないつもりでございます。これは三十九年以前におきまして一億くらいの剰余金がありました、これは貸すことを押えてそういう結果が起きたのではなくて、当然連合会からの出資が半分ある基金でございますから、連合会の意思が総会等によつて通じないはずでございますんで、連合会として金を借りたけれども、基金が自分のところではいざもうけるために金を貸すことをしづむという事態は、いまでも私聞いておりませんし、

中金から二銭二厘で借りて連合会に對して一銭五厘で貸すわけでございますが、一銭五厘で貸すこと自体がいわば経済的な金利ではございませう。これは當然、基金が自分のただの金を持っておるから、それと合わせて一銭五厘の日歩で貸せるわけであります。したがしまして、中金から借りる二銭二厘が正常かどうかという問題でございまして、中金は、農林債券を発行したり、あるいは連合会からの貯金によつて資金を調達しておるわけでございますけれども、関連産業等に対する金利も二銭二厘よりはた少しばかり高く貸して

たしまして、二十八年に二千二百万円、次いで二千四百万円、二千五百万円、二千六百万円、二千七百万円、三千三百万円、三千七百万円、三千八百万円、三千八百万円、これが三十六年までの数字です。この三十六年から四十年にかけて、三十七年は四千六百万円、三十八年には五千二百万円、三十九年には六千一百万円、四十年には七千四百万円というふうに、一千万円単位で経費がふくれ上がつております。基金の人員の構成を見ますと、間違ひがあるかしりませんが、現在役員数六人、職員数二十二人でございまして、これは

発足当時からあまりたいした異動はないように私承っております。そういたしますと、こういうふうな一千万飛びで毎年毎年経費がふくれ上がったというところは、これは私はいくとも物価の値上がりというふうな問題だけでは説明しにくい問題ではないかと思うわけです。なぜこういうふうなことになるかというところについてお答えをいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 基金の最近における陣容は、いま先生が言われましたように、役員が六人で、職員が二十二人でございます。これも創立以来そんなに変わっていません。仕事としては相当いろいろやっておりますけれども、わりあい少ない人数でよくこまめに動いていっているというふうにも考えております。

それから、役員の報酬といったにしても、こういう公社、公団、事業団等々の中で、先生御承知と思ひますけれども、決して高い水準ではございません。職員の給与にいたしましても、公務員のベースアップのたびに改定はいたしておりますけれども、一般の公団、公社、事業団等々に比べて高いものではございません。したがって、経費の中で相当部分を占めます役員給与あるいは職員給与等において決して過大なものとは私ども考えておりません。それ以外の事務費につきましても、多少ずつふえておりますけれども、基金の事業の健全化をはかるというところばかりではございませんで、一般の共済制度の健全な実施をはかるために、いろいろ調査あるいは普及、指導等々をいたしておりますので、多少ずつふえておりますけれども、まず大観して、このような団体の経費としては、私はまずまずそうむだ使いをいたしておるというふうには考えておらないわけでございます。

○佐々委員 ただいまのお答えでは、三十六年以降四十年にかけて、六人の役員と二十二人の職員で年々一千万円ずつふくれ上がったという根拠がわからないわけです、その点についてひとつさらに説明していただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 経費の増大する一つは人件費の増大でございます。それから事務費の増大があるわけでございますが、人件費につきましては、とにかく年々役人につきましても数%のアップがございまして、それに応ずる給与の改定がございします。それから、一般事務費につきましても、先ほど申し上げましたように、普及宣伝あるいは調査等の費用が少しづつふえてまいっております。結果としてはいま御指摘のような経費の増加というところになっておるわけでございます。

○佐々委員 私、ただいまの御答弁では納得いたしかねます。どうもそこをむだに非常にあるのではないかとこの頃持ちはするわけです。末端共済の今日の運営の状況あるいは家畜診療所が当面しておる経済的な今日の非常な困難、そういうことと対照いたしまして、あまりにもずさんというか、基金におられる方々が下部のそういうことを考えずに放漫な予算を組んでいて経費を支出しておるような印象を私は受けるわけです。ただいまの局長の御答弁では、その疑問が氷解したとは思ひません。

これにあわせましてお伺いしたいのですが、この「基金月報」の四月号に、四十二年度の収支予算がございします。役員報酬九百三十五万三千円、そのほか交際費が七十万円、需要費七百三十万円、会議費が三百万円、事業費二千八百万円、いろいろあるわけですが、これについて一々ここで御質問しようとは思ひません。思ひませんが、予算の組み方をちょっとわれわれが見た感じでは、非常にゆとりのあるゆつくりとした組み方ではないかと私は思ひます。御答弁はただかなくとも、もう少しくうですが、もう少し末端の農業共済なり連合会がいま非常に苦しい事情のもとにあるというところをお考えになって、上部団体においてはもっと自粛をする必要があるように私は考えるわけです。

それから、ただいまとは申しませんが、役員の方の現状を知るに足る資料を出していただきたいと思ひます。常勤の方がどなたで、非常勤がどなたで、非常勤の方はどういふことをやっておられるのかというふうなことで、それから経歴、給与、こういうことについて、いま直ちにでなくとも、いつかこうですが、ひとつ委員会にお出しをいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 私ども、こういう基金のような団体の経費を判断いたします場合に、その内容についてつまびらかにいたしますと同時に、基金に似たようないろいろな団体がございますから、漁業共済基金あるいは林業信用基金その他団体がございますから、そういうものと比較において、まずまず妥当であるか、あるいはむだ使いがあるかというところを判断いたすわけでございます。そういうことをやりましたも、どうもこの基金がむだ使いをしておるというふうには私共は考えておりませんで、これは先生よく御承知と思ひます。基金の理事をされておる人たちの人柄を思ひましても、決して、下部の団体が非常に苦しいのに基金が十分ゆとりを持ってむだ使いをしておるというふうには私共は考えません。

いまそれだけ申し上げまして、御要求の資料はできるだけ早い機会に差し出したいと思ひます。

○佐々委員 次は、ちょっと改めまして、今度の改正の中には、増資の件はかに解散に関する規定、それから、監事の権限に関する規定、大蔵大臣との協議事項、こういうふうな問題があるわけでございます。これからそういう問題について少しくお尋ねしてみたいと思ひます。政務次官も私が質問しておる間にお聞き取りをいたしまして御答弁をお願いしたいと思ひます。

基金の解散につきましては、現行法の第五十条に「基金の解散及び清算については、別に法律で定める」とあるわけでございますが、次のように五十条が変更になるわけでございます。読んでみます。第一項、「基金は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に対し、その出資額に応じて分配しなければならぬ。」第二項、「前項の規定により各出資者に分配することができない金額は、その出資額を限度とする。」第三項、「前二項に規定するもののほか、基金の解散については、別に法律で定める。」というふうな第五十条が改まるわけでございます。

そこで、私がまずお尋ねしたいのは、出資額以上に残余財産がある場合、それは一体だれの帰属になるか、こういう点でございます。これについてお答えをいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 出資額をこえまことの残余財産はだれの帰属になるかという問題は、この基金の解散というところは通常では考えられないものでございまして、それから、最初成立のときの出資は強制出資でございますから、解散についての規定は、「別に法律で定める。」というふうにして、何も書かなかつたわけでございますが、今回の出資は任意出資でありますこと、それから、それに関連をいたしまして、持ち分の譲渡禁止を緩和いたしましたので、それに関する部分だけは、解散についての規定を法律的にも書き加えるを得たわけでございます。

そこで、出資額を限度として残余財産を出資者に配するというところでございますが、それ以上のものをどうするか、だれに帰属させるかということ、これは、解散のときに別に法律によって定めるといふことにして、現在私どもも、具体的にどういふふうにするか、結局これは、農業共済制度を健全にするための制度として発足したわけでございますけれども、普通の株式会社と違ひまして、解散したときに残余財産はすべて出資者に帰属するというふうには考えることはいささかおかしいわけでございます。この基金だけでございまして、この基金だけでございまして、出資者にまず還元される分は残余財産のうちで出資額に限り、書かれてあるのが一般でございます。したがって、私は、出資額を限度として、それ以上のものを一体どうするかというところは、解散のときに法律によって定めるべきものであつ



て、それをどうするかというふうにはまだ結論を出しておらないというふうに申し上げることが一番正直なところでございます。

○佐々委員 法律によつてまた後日きめるというのであれば、私は、こういう規定の改正はむしろ必要だと思ふんです。そもそも、「出資額を限度とする」というこの法律の改正を行ないながら、これに矛盾したような規定を後日つくるようなことは考えられないので、いまの御説明では私は了承しかねるわけです。

それから、さらに大事なことは、剰余金が約十二億余りあります。一体この剰余金はどういうふうになりますか。これについての御答弁をいただきたいと思ふます。

○大和田政府委員 今回六億の増資をいたします場合でも、私も、別に解散の規定を法律に何事か書く必要があるというふうには、正直申し上げて考えないわけでございます。しかし、先ほど申し上げましたように、今回は前回と違ひまして、強制出資ではございませんで、任意出資でありますこと、したがひまして、持ち分の譲渡の禁止をゆるめたわけでございますから、それに基づいてどうしてもある程度解散の規定を書かざるを得ない。これは法律技術上の問題でございます。私どもとしては、むしろ前の法律にありますように、解散の規定は全部新しい法律にと申しますか、解散の際の取り扱いにまかしておいたほうがいいというふうに思ふわけでございますけれども、これは法律技術上の問題として、出資が任意であること、持ち分の譲渡の禁止をゆるめたことによつて法律に書かざるを得ないので、最小限度書いたという次第でございます。

それから、十二億に及びます特別積み立て金をどうするかということ。これは当然解散のときに考えるべき規定でございますけれども、実は二十五億の貸し付け金のたな上げをいたしておるわけでございますから、それらのものを勘案して、別にいますぐ解散をする必要がある団体ではございませんから、二十五億

のたな上げの貸し付け金が今後どうなるか、あるいはどうすべきかということとあわせて、特別積み立て金の処理につきましても検討をいたしたい。いずれにいたしましても、当分そういうことの起こらない、長い将来の問題であるというふうに考えております。

○佐々委員 問題は、「出資額を限度とする」ところはつきり書いた以上は、とにかく十二億円の剰余金なんかについても返さなくていいんだということにならざるを得ないのです。私は、これはきわめて重大な問題だと思ふます。ただいまのあなたの御説明では納得できないのです。この規定を撤回する意思があるかないかということをお伺いしたいと思ふます。

○大和田政府委員 十二億の特別積み立て金の問題は、これは当然解散のときに考えるわけでございますが、積み立て金自体をどうするかということも、法律の問題として今後検討するわけでございます。

それから、出資額を限度として出資者に剰余財産を返還するということは、これはいわば公的な団体であります基金のたてまえから言つて当然でございます。この点につきましては、株式会社と違つて、剰余財産は全部出資者のものだといふうには、いかなるこういう団体あるいは機関に關する法律におきましても、出資額を限度として剰余財産を配分するということが書いてないのが普通でございます。これは基金という特別の公共的な性格を持つておる団体の存在の意味から言つて、私は当然であると思ふます。別にいますぐという問題ではないわけでございますけれども、出資額を限度として剰余財産の返還を出資者にすることだけを書いて、あとは解散の際の検討の問題として残すということで、私は今回の六億の出資についても別に支障はないのではないかと。いま先生おっしゃいましたけれども、この点についての規定を削除するということは、残念ながらそれは考えてないわけでございます。

○佐々委員 この基金の成立の初めを考えます

と、なるほどこれは政府からも出ておりますが、同時に農民が出資をしておる。いろいろ県やその他の団体からもつた金もありますけれども、大体当初は七〇％くらいまでは末端の農民が負担しておると思ふのです。そういうような農民の出資によつてできた基金の財産について、出資の限度というふうなワケをいまい入れるということについては、農民を無視したやり方じゃないか、こういうふうには私は思ふわけです。ただいまの御答弁によつては、私はどうも納得できない。一方の参加者の農民の意思というものが顧みられておらない、こういう印象を受けるわけです。これはまた後ほど機会があれば申したいと思ふますが、この程度にいたします。

それから、もう一つの改正点であります、農林大臣の大蔵大臣との協議事項として五十条の二が新たに追加になっております。これはひとつ政務次官からもぜひ御答弁いただきたいと思ふわけです。農林大臣と言いたいのですが、政務次官でしんぼういたしますから、ひとつ明快な御答弁をいただきたいと思ふます。

五十条の二に、「農林大臣は、左に掲げる場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬ。」といふので、四号までございます。全部条文であけてありますので、ちょっと見には何を書いてあるかわかりませんが、よく条文に照らして読んでみますと、これはきわめて重大な問題だと私は思つたわけです。そこで、やや冗長にわたるかもわかりませんが、条文を引用してあるのを文字に当てはめて、どういう事項が協議事項になっておるかということについて、第一号から四号まで申してみたいと思ふます。第一号は、資本金の増加、定款の変更、剰余金処分案、損失金処理案、業務方法書の策定、変更、こういうことを農林大臣が認可しようとするときには大蔵大臣と相談しなければならぬ。第二号は、業務方法書の内容として、資金貸し付けの方法、利率及び期限、元利金の回収の方法、業務の委託の要領、余裕金の運用の方法、こういうことにつき農林大臣が省令を定めようとする

き、それから金融機関への基金業務の委託につき省令を定めようとするとき、また収支予算の策定及び変更につき省令を定めようとするとき、このような場合には農林大臣は大蔵大臣と相談しなければならぬ。それから第三号は、業務委託のため金融機関を、また余裕金運用のため預金銀行を、余裕金運用のため保有証券を、これらのものを農林大臣が指定しようとするときに同じく大蔵大臣と協議しなければならぬ。第四号は、収支予算の策定、変更を農林大臣が承認しようとするときは同じく大蔵大臣に相談しなければならぬ。こういうことになっておるわけです。

そこで、私はまず政務次官にお伺いをしたいのでございますが、基金に關するいろいろの問題の中で、いま列挙しました四号以外に、農林大臣として大切な問題がほかにあるかないか、残されておるかどうか。農林大臣が大蔵大臣に相談せず、独断でやれることで、しかもいまあげたと同じ程度の重大な問題がほかにあるかないか、御見解を承りたいと思ふます。

○大和田政府委員 私が先に申し上げます。

ちょっと冗長にわたると思ひますけれども、まず、答えなくてもいいというふうには言われませんが、出資金の返還の問題と別に、例の特別積み立て金の問題がございまして、これは、もともと、基金の財政が十分確立した場合、この法律で、この積み立て金の処分は別に法律で定めるといふふうになつておりますけれども、これは、基金の設立当初の考え方によりますと、将来の配当に對する準備金的なものというふうには理解をされておつたわけでございます。これは私も現在もその考えは変えておりません。これは私も申し上げましたのは解散のときの積み立て金の取り扱いでございますが、解散ということはいわば考えなくていい問題でございますから、日常の業務の延長として、今後の問題として、今後も毎年収支上剰余が生じた場合は特別の積み立て金にいたすわけでございます。その積み立て金については、やはり将来の配当に對する準備金的なものと

いうふうに理解をして、今後でもできるだけ処置をいたしたいというふうに考えます。

それから、第二の御質問で、大蔵大臣との協議事項が今回入ったわけですが、これは実は法律には規定はありませんけれども、こういうように国はとにかくいまでも十五億出資しておりますし、今回も三億出資しておりますが、連合会は、出資者として、実は基金の総会でいろいろ出資者としての立場を擁護するといひますか、主張することができるといひます。しかし、国は、出資者の立場として総会でその意思を表明するということではできませんので、監督的な立場と出資者としての立場と、いわば両方あるわけですが、総括者としての大蔵大臣が出資者としての影響力を持つことが、この大蔵大臣の協議の内容的な内容でございまして、いまでも法律に別に規定はございませんけれども事実上は大蔵省と話し合いをしておりますし、それから、国が出資をいたしますいろいろな団体、機関がございまして、それにつきましましては、全部こういう規定があるのが普通でございまして、したがって、これによって大蔵省の権限が強まるか、あるいは大蔵省が無理押しをするとかいふようなことは実態としてはございせん。なお、ここに書いてあります以外に、農林省の権限としては、業務上当然いろいろな監督、指導もございまして、理事の任免その他についても重要な部分はあるわけでございます。

○佐々委員 私がこの一号から四号まで以外に重要な問題で農林大臣が単独でやれるものがあるのかということをお聞きしたのは、おそらくもうこの中に重要な問題はすべて網羅されておる、こういう意味で言ったわけですね。五兆円の日本の予算を差配しておる大蔵大臣が、なるほど国が出資をしたといつても十五億と三億の十八億円でございまして、その十八億円を出資しておるにすぎないこの基金に対して、ここまで関与する必要があるのかどうか、私はどうも農林大臣が少なめられ

ておるのではないかというふうな気がするわけですね。こういう規定を見ておきますと、農林大臣がちょうど未成年者かあるいは準禁治産者扱いをされておると言わざるを得ないのです。それはどうも農林大臣は軽く扱われるというか、不信用というか——なるほどはかにもこういう規定がございましてと言われましても、現にいままでこの基金法にはこういう規定はなかった。それを今度の規定を置くということについては、どうも大蔵大臣の権限があまりにも強過ぎるというか、あるいはむしろ逆の立場から言つて、農林大臣があまり軽く扱われておるといふか、なめられておるといふような印象を受けるわけですね。それについて農林大臣に御意見を聞きたいのですが、農林大臣はおられないから、ひとつ政務次官から、なめられておるのなら、なめられておるのだということをおっしゃつていただけたらと思ひます。

○草野政府委員 それでなめられておるといふうなものではございませんので、国が十五億と三億の金を出しておる、そうした場合に大蔵大臣と相談をするということになりますと、やはりそれだけの深みといひますか、権威といひますか、重々しさといふものがあつてもいいはずでございまして、それをなめられておるといふ——政府といふものは大体一体のものでございまして、何れも農林大臣の上に大蔵大臣があり、それに対して強いことを言つたからいばつておるふうに見えろといふものでもないで、そういうふうに見えてかかるところに、何か特別の大臣同士の中に違ひがあるような考え方をされるんじやないか。こつちが考えておることのほうにむしろ無理があるんじやないか。ともに相談をしたほうがそれだけの深みがあり、権威があり、国がやはりそれだけの金を出しておるのであり、重要な国帑でありますから、国の金でありますから、財政大臣としてそこへ——何かおひげのちりを払つておるような気持ちでなくして、両方がやはり共通の気持ちで相談しておることは、一つの国として慎重なる

態度でもあり、あらゆる場合に、出資しておるようなときにそういう規定のあることもまたいろいろあると思ひますから、さうにも思つておりません。むしろさういふのがあつたほうがいいんじやないかとさう思つております。

○佐々委員 政務次官の御答弁であります。どうも、どんなに御答弁になつても、こうピンからキリまで、何から何まで大蔵大臣と御相談をしなければ仕方ができぬというのでは、客観的に見れば、やはりこれはなめられておる、こういうふうな解釈せざるを得ないわけですね。しかし、なめられておるぬとあなたが言われるんだから、これで押し問答をするつもりはございせん。ただ、今度こういう規定をわざわざ設けたということについては、これは従来も大蔵省は金を出すんですからいろいろ相談はあつてしかるべきだと思ひますが、わざわざこの機会にこういう何から何まで相談するといふ規定を設けたことについては、そこには何らかの理由があると思ひます。それでなければ、わざわざいふ規定をする必要はないと思ひます。これについてひとつ、何か根拠があるのかないのか、理由があるのかないのか、御答弁をお願いしたいと思ひます。

○大和田政府委員 これは、先ほど申し上げましたように、従来も大蔵省と相談をしてやつておつた部分でございまして、それから、国が出資をいたしておりましていろいろ公社、公団、研究所等々、ほとんどすべての普通の法律につきましてこういう協議の規定がございまして、したがって今度六億の出資、政府出資三億をいたしますときに、いわば条文の整理をしたといひますか、普通の法律になつて、従来やつておりましたことを明文化したといふことでございまして、この規定があるから大蔵省がいわば横車を押すといひますか、いまでも言わなかつたことを特別言ふといふような関係はございせん。

○佐々委員 大蔵大臣がこういうことに関与し、協議にあつるかということについては、政府が出

資をしておるのだからというふうに理解されます。そうしますと、政府と同額の出資を農民がしておるわけですね。ここにあげておるような、一号から四号までのこういう問題について、なるほど出資者の一方である政府に対して御相談なさるのにはけつこうだが、それなら農民に対しても同じように御相談をかけられるのが至当だと思ひますが、それについてはどういふふうな見解を持っておられるか。

○大和田政府委員 これは、農民に相談をするといふよりも、もっと直接的に、出資をいたしております連合会で総会をつくつておるわけでございますから、いろいろな予算書でございまして、決算書でございまして、事業計画書でございまして、あるいはその他のことを一切総会で定めるわけでございますから、一々六百万の農民に相談することはいたしておりませんけれども、いわばこの仕事における代表者としての連合会の会長が総会の会員という資格で十分討議に参加いたしておるわけでございます。

○佐々委員 それなら何も政府側にしましては大蔵大臣が協議にあつる必要はないと思ひます。あなたは、会員が代表してやつておるのだ、こつち言われる。そうすると、政府のほうにいて、農林大臣といふものはこれは政府の代表なんですね。だから、農林大臣がやればそれでいいのであつて、何も大蔵大臣に協議をしなくちゃならぬといふことにはならぬでしよう。出資をしておるから大蔵大臣と協議をしなくちゃならぬといふことには私はならぬと思ひます。農林大臣だけでけつこうだと思ひますが、どうですか。

○大和田政府委員 農林行政につきまして、あらゆる問題について直接農林大臣が責任と権限を持つておることは当然でございまして、しかしまた、同時に大蔵大臣は国有財産の総括者としての権限と責任もあるわけでございますから、国有財産の総括者として、すなわち、この場合は出資金でございまして、その総括者としての大蔵省の立場といふのは、法律上もちろん総会の構成員では

ございませんし、何もよりどころはないわけでございます。したがって、農林行政の責任者は農林大臣であるけれども、国有財産の総括者としての大蔵大臣がその協議で首を出しておるといふに御了解いただきたいと思ひます。これによつて別に農林省のやつてゐることを大蔵省は仕事の一つについて介入するという趣旨では決してございません。

○佐々委員 この問題はこの程度にしておきます。

いづれにしても、わずかに十八億の出資でこのように大きなことに一々大蔵大臣に相談をしなければならぬという、未成年者の扱い、準禁治産者の扱いについては、何か農林省のほうに弱みがあるのじゃないかという印象を受けることをつけ加えて申し上げて、これはこの程度にしておきたいと思ひます。

それから、次は監事の権限について伺ひをしたいと思います。

今度同時に提案になっております漁業災害補償法の一部を改正する法律案の関係資料、この中に、第六十四条に新たに三項が加わりまして、「監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは理事長又は農林大臣に意見を提出することが出来る。」という規定が追加されております。これは漁業災害補償法の一部を改正する法律案でございます。ところが、基金の今度の改正案ではこういうような追加規定がございません。

どういふわけで、一方の漁業災害補償法のはうでは監事の権限をこういうふうに新たにつけ加えたのに、今度の基金のはうでは単に従来同様「監事は、基金の業務を監査する。」というだけで追加規定がないのか。これはどういふわけかということとを承りたいと思ひます。私の聞いたところでは、従来からこういうような監事の権限を強化するという方針でいまだに進んでないたように思ひます。それが今度の漁業災害補償法にもあらわれたのだと思ひます。それから、昨年の通常国会で農林漁業団体職員共済組合法という同じような

法律にも監事の権限の強化規定が入つております。基金だけについてなぜこういう扱いがなされないかということについて伺ひたいと思ひます。何か意図があるのか、あるいは手落ちであるかということをお伺ひしてみたいと思ひます。

○大和田政府委員 最近公社、公団等の監事につきまして御指摘のような規定があることは事実でございます。しかし、一般の公社、公団は、設立の手続が、設立委員は政府任命ということでございます。別に連合会の会長あるいは連合会が会員になつて總會を構成するということもござい

ませんので、その点は共済基金と性格が違うわけでございます。また、一般の公社、公団というところは直接この農業共済基金に匹敵するような漁業共済あるいは農林年金についての御指摘がございましたが、漁業共済基金につきましても、その設立の手続は、設立委員を政府が任命するわけでございます。したがつて、団体の性格から言ひましても、政府が設立委員を任命して設立するということでございますが、農業共済基金につきましても、設立委員も連合会を選んで設立するということとで、政府が設立委員を任命するといふ関係にはございません。したがつて、農業共済基金は、とにかく政府が半額を出資するわけでございます。それから、政府の意向なりあるいは意図なりというものが相当影響するべきものでござい

ますけれども、設立委員は自分たちが選ぶ。政府が任命するわけではない。それから、公社、公団と違つて總會を持つて自主的に運営するものでございまして、したがつて、監事に直接特別の権限を与えなくてもやれるのではないかと趣旨でございます。したがつて、公社、公団とも違ひますし、それから漁業共済基金とも設立の過程において違つたことを申し上げたわけで、今度の立法の過程におきまして、立法の過程と申しますか、法律案を作成する過程におきまして、監事について特別な規定を置くべきかどうかというのをだいたひ議論したたわけでございます。いま申し上げましたように、設立の経過、あ

るいは自主的な運営ができるということから、監事については一般の権限以外に特別な権限を与えることは適當ではあるまいというふうに判断をいたしましたわけでございます。

○佐々委員 一応今度の改正案についての質疑はこれで終わりました。引き続き農業災害補償法一般につきまして若干質疑をいたしたいと思ひます。

現在の農作物に関する農業災害補償法は、三十八年に改正が行なわれて、三十九年度から実施をされておるわけでありまして、それ、いままでの改正の経過をいろいろ研究してみますと、いわゆる農業共済保険事業団の創設による二段階制の問題であるとか、あるいは国家補償的な性格を強化すべきものか、あるいは保険料的な性格のものでよいのか、あるいは町村移譲の問題とか、農家単位か一筆単位かというふうな、この問題について非常に重要な点についての審議がさきの国会で行なわれたやうでございます。現実の問題としても、この改正によつて、先ほども局長が言われたやうに、末端組合の保険手持ち責任が非常に拡大されたとか、あるいは被害率の算定の方法が変わつたとか、こういうふうな非常に改革が行なわれてきたわけでございます。こういうような改革が行なわれて當年月が経過をいたしております、従来のいろいろな論議に対して、この改革というものの成果というか、あるいは欠陥というか、そういうやうなものが一応この段階で評価されていゝ時期に来ておるのじゃないかと思ひますので、改正以後の統計資料などもひとつ御提出をいただければ御提出をいただいで、今日までの運営の状況についてお話をさせていただければ、こう思ふわけでございます。

○大和田政府委員 詳細なことはあるいは御必要がありますれば資料を差し上げますが、大体かいつまんで申し上げますと、三十八年に制度改正をやります前は、農家の間に農業共済について相当不満がありまして、解散をしたいという組合があるいは事業をやめたいという組合が相当あつたわけ

でございます。そこで、三十八年の制度改正にあたりましては、まず、あまり被害がないところでは掛け捨てになるという農家の大きな不満に對しては、組合別被害率を算定いたしましたして実態に合わせたことと、それから、共済責任の相当部分を組合に持たせることによつて、そこに先ほど申し上げましたように手持ちの掛け金を四、五倍ふやすということによりまして、災害が起らない場合は無事戻しができるようにいたしましたわけでございます。それから、さらに、災害が起りましたときの災害に対する保険の割合も大きくいたしました。たとえば稲で全損被害、収穫皆無というやうな場合におきまして六割程度のものが農家に渡るやうな仕組みに変えたわけでございます。したがつて、その後の状況を申し上げますと、まだ十分日がたつておりませんから的確に申し上げるわけにもまいりませんけれども、解散をしたといふ組合あるいは事業をやめたいといふ組合が非常に減つたということが一つでございます。さらに、掛け金徴収の割合が非常によくなりました。これも目立つて徴収が早められたといふのが実情でございます。それで、農業保険で國の予算がふえたことがいゝといふわけでは必ずしもございせん。でも農業共済に關する國の費用といふのは三百億をこえる状態でございます。まして、昨年北海道におきまして相当稲作について被害がありまして場合の組合から農家に渡りました金も九十億をこえるやうな状態でございまして、まずまず農家の支持を得て制度がうまく運用されつつあるのではないかと今度ふに判断をいたしておるわけでございます。

○佐々委員 事務費、掛け金の國の負担部分と農民の負担部分との数字をちょっと御説明願ひたいと思ひます。

○大和田政府委員 組合のいわば基幹事務費につきましては、たてまゑとして國が全額支出ということでございますけれども、たてまゑと實際とは残念ながら若干の食い違ひがございます。最近の

例で申し上げますと、四十一年度で申し上げますと、組合の職員の給与費、旅費、庁費というものを含めまして国の負担が大体七割近く、こまかく申し上げまして六七・五%というふうになっておるわけでございます。金額にいたしまして、基幹事務費に対する国の負担額が六、十九億三千六百万、約七十億でございます。これは四十一年度の予算におきまして約十億さらに増加をいたしております。

○佐々委員 私がいま御質問をしましたのは、国の負担部分金額と農民の負担しておる金額、掛け金と事務費について一体幾らになっておるか、こういうことをお伺いしておるわけなんです。

○大和田政府委員 いま私が申し上げましたのは組合の事務費でございますけれども、より基本的な共済の掛け金について申し上げますと、四十一年度におきまして水稲を例にとりて申し上げますと、国の掛け金の負担部分が六二・九%、約六三%でございます。農民の負担が三七・一%で、荒っぽく申し上げますと六分・四分で国と農家が農業保険の掛け金の負担をしておるという状態でございます。

○佐々委員 それから、もう一つ、反当たりと一戸当たりで付加金と掛け金の農家の負担状況がどういうふうになっておるかというところをお伺いしたいと思っております。

○大和田政府委員 四十一年の数字につきましては、一戸当たり、それから反当たりといいますが、十アール当たりの共済掛け金、支払い共済金額を申し上げますと、共済掛け金につきましては、一戸当たり四千九百三十一円でございます。そのうち農家の負担部分が千八百二十九円、これを十アール当たり、あるいは略して反当たり直しますと、総額八百二十九円の中で農家が三百七円持つわけでございます。これに對しまして、当年度に組合が支払いました共済金で申し上げますと、一戸当たり一万五十六円、十アール当たり四千二百三十二円ということになるわけでございます。農家の掛け金と支払い共済金とを對比して申し上げます

と、農家は一戸当たり水稲につきまして千八百二十九円支払って一万五十六円もらった。これはもちろん、支払い共済金を受けた農家でございまして、まんべんなく受けておるというわけでもございせんけれども、そういう結果になっておるわけでございます。

○佐々委員 ただいまの御説明を承りまして、この農業共済制度というものが国としてかなりの出費を伴う制度であり、具体的に農家が相当の恩恵を受けておるということがわかるわけでございます。

ただ、いまの共済金額の交付の状況でございますが、これはやはり災害の非常に多いところもあればそうでないところもあって、ならして、そんなに恩恵を受けておるのだということにはならない。そうでない、共済の恩恵をあまり受けていない地域におきましては、この掛け金負担、付加金負担というものがかなり重圧になっておるというのが実際ではないかと思っております。

そこで、私は、今日の農村問題、長口舌をふるうつもりはありませんけれども、現在の農業問題の基本的にあるものは何かといえ、やはり価格問題だと思っております。農産物価格、この問題が一義的な問題であって、損害を補償するという共済制度の問題は、言うならば、いまの農業問題から言えれば二義的な問題である、こういうふうには私は理解しておるわけなんです。そこで、今日のような農業経済の実態から申しますと、何といつても農業の方面に日本の経済がいまあらゆる点からしわ寄せをして、農民の生活が非常に困難な状況に置かれておる、その所得も非常に低いという現状でありますから、共済制度でこの程度のことをするのは当然のことだと思ふわけで、何もこれを恩恵というふうに考えるわけではないのです。

それだけでなしに、特に今日の農業経済の状態から申しますと、この共済における掛け金の負担、付加金というふうなものにつきましても、この際一応考えてみなくてはならぬのではないかと思ふわけです。私、ある末端の組合について調査

をいたしましたところが、支出のうち人件費がほとんど五三%にもなっております。政府の事務費負担、それから農民に対する付加金、これが大体半々です。支出はこれでまかなっておるわけでありまして、それで足りないの町村から寄付を仰いだり農協から寄付を仰いだりというふうな形でとにかく何とかやっておるというのが末端の農業共済の現状でございます。そういうふうなわけでありまして、農民に対してこれ以上付加金を増徴するということも非常に困難な状況だと私は思います。もうこれが一応の限界点ではないかと思っております。財政の困難は必然に職員の給与にしろ寄せられます。共済なりあるいは連合会、こういう方面で働いておる職員の待遇改善のためには、こういう付加金の増徴ということによつては解決しがたい時期に来ておるんじゃないかと思ふわけなんです。

そういう点から申しまして、基幹事務費については全額国が負担しておるというふうな御意見でございましたが、実情は、それは事務費の半分をまかなっているにすぎません。これを文字通り全額国庫負担にすべきだと私は思います。そうしないことには、末端の共済の職員などの待遇の改善ということはとうていできないと思ひます。私の見た限りで申しますと、役場よりも低いというふうな現状でございます。これは土地によつて違ふと思ひますけれども、そういう点から言つて、ひとつこの際事務費の全額を国庫で負担をするというふうなお考えがあるかないか、そして農民負担を軽減し、末端共済で働く職員なり連合会で働く職員の待遇を改善する、そういう意思はあるかないかということについてお伺いしてみたいと思ふわけです。

○大和田政府委員 私どもも、共済の事業をうまく運営するためには、職員が働きやすい環境をつくるということが大事でございますから、職員の人件費の補助額の増加については相当努力をいたしております。ことしも、連合会の職員につきましてはベースアップ以外に特別に給与の改定をい

たしましたし、組合の職員につきましては、ベースアップ以外特別な処置はできませんでしたが、それでも手当てを従来三九カ月分でありましたのをたしか四・三カ月にアップいたしました。人件費については相当な増加をいたしたつもりであります。しかし、正直申しまして、連合会の職員が二千ないし三千、組合の職員が全国で二万をこえる状態でございます。農林省はすいぶんいろいろな形の補助職員を持っておりますけれども、補助職員の数としては一番多いわけで、私ども努力いたしておりますけれども、なかなかそう簡単にはいかない。たてまえをいたしまして、基幹的な事務費は職員の給与を含めて全額国が見るというたてまえでございますけれども、実際予算単価と実際の給与との食い違いは絶えず若干あるわけで、私ども十分とめてはおりますけれども、なお全額国費というふうには実態としてまいておられないわけでございます。しかし、これも四十一年度の予算におきましても相当な改善をいたしましたが、四十三年度以降につきましても引き続き改善の努力は十分いたすつもりでございます。

○佐々委員 それから、先ほど基金の役員の問題に触れましたが、末端共済における組合長、これは兼任の人とそうでない人がありますが、組合長の待遇、それから損害評価会の委員、損害評価員、それから連絡員、こういうふうな末端ではんとうに汗を流して働いておる人に対してはどういう給与が与えられておるかということについて、全国的に調査をした資料があると思ひますので、ひとつその御報告をいただきたいと思います。

〔倉成委員長代理退席、森田委員長代理着席〕

○大和田政府委員 資料につきましては、後刻でさるだけの資料の提出をいたします。

国が見ておりますものはなほ少額でございます。決して満足のいくものではないと思ひます。今後改善をいたすつもりでございます。○佐々委員 大体平均どのくらいになっておるかということを知りたいわけですが。

○大和田政府委員 私ども、関心と申しては申しわけありませんけれども、職員給与の改善というところで頭が二ばいいてございますので、組合長がどの程度俸給をもらっておられるかというところは、実は全国的な調査がございせん。私も時間がありません限り村へ行って組合長なんかと話して幾つかの実例は聞いておりますけれども、全国的な調査は遺憾ながらございせん。

○佐々委員 私の知る範囲では、組合長が年額六、七万くらいの給与でやっているとところがかなりあります。損害評価委員会、損害評価員、あるいは連絡員、これらは全く非人道的な給与でございせん。こういうことについてもう少しふだん御調査になられましたらば、この事務費の問題についても、それを全額交付しなければならぬというふうなお気持ちになられると私は思うのです。上のほうのことばかり、基金のことについては局長はかなり詳しく決まっていますし、お聞きせんとか言われたが、実際の共済の運営の面について、組合長とかあるいは連絡員なんかの待遇について調査が十分でないというの、まことに不勉強だと思ひますので、ひとつこういう点は十分御検討になって、そして先ほど来申し上げる事務費の増額について一段と御努力をお願いしたいと思います。

それから、連合会と組合の給与でございますが、連合会はこの予算を見ますと二万七千七百十九円、組合は二万二千六百九十一円でございます。県費補助職員のベースが二万八千九百五十円です。この間に相当の差額がございせん。これはひとつ県費補助職員ベースまで引き上げるように御努力をお願いしたいと思ひます。事務費あるいは人件費、職員の待遇等につきましてはこれでやめます。

その次に、麦の共済についてお伺いしたいと思ひます。

今度の予算案を見ますと、農業災害補償制度運営改善調査費という項目の中で、麦について九十三万八千円、ちよつと百万円近い調査費が計上さ

れておりますが、これはどういう意図に基づくものであるかということをお伺いしたいと思ひます。

○大和田政府委員 初めに、組合なりあるいは連合会の人件費の問題についてのお話がございまして、私ども毎回組合の連絡員その他についての実例は俸給の増額を大蔵省に要求をいたすわけでございせんが、最後の結末になりますと、どうしても職員給与の問題がしぼられるものでございせん。それから、なかなか連絡員その他の給与といふ、手当のアップまでいかないので、実情でございせん。私決して基金のことばかり考えて組合のことを考えないという趣旨ではございせんので、組合のことも十分考えてやっておりますけれども、組合の経費のことというところと組合の二万に及ぶ職員をどうするかということでも頭が二ばいになるというところを、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。

それから、麦の問題でございせんが、麦の共済の運営改善調査費が九十三万八千円という少額のものを四十二年の予算で用意をいたしております。これは麦の共済制度を根本的にどうするかというふうなことをこの際検討するつもりは実はございせん。これは大問題でございせんから、私の所管の農業保険の問題として議論すべきことではなくて、むしろ農林省全体として麦作あるいは麦の価格をどうするかというところを基本的な検討すべきものの一貫として検討すべきであらうというふうに思ひます。私どもが現在考えておりますことは、麦の主産地ではなくて、防風林といふおかしなすけけれども、風よけに麦をこわすかつくつていたり、あるいは村にとつて、あるいは農家にとつて麦作の経営上の意味があまりないところであるの共済をやっているところが相当あるわけでございます。一体それは農業経営上、どういう意味があるのか。何しろ農業保険につきましても、米でも相当の支出を国はいたしておりますけれども、戦後ずっと長く見ますと、米につきましてもたしか五億程度のならしての持ち出しでござい

ますが、麦については二百億以上の持ち出しをしていくわけでございます。そういうところから、農家の経営にとつて麦作が大きな意味を持つてるところで農業共済をやめるといふ趣旨では毛頭なく、むしろ何のためにその麦作についての保険をやっているのか自分ながらよくわからないような地帯が実際はあるわけでございますから、そういうところで麦の農業保険は一体いかなる役割りを果たしているか、あるいはやめることが農家なり組合にとつてもいいのではないかとこの問題が確かにあるはずでございますから、そういう問題について少しこまかく調査もして詰めたという趣旨でございせん。決して、麦の共済全体について基本的な考え方を整理するというつもりは、今回の調査費ではございせん。

○佐々委員 麦作は、これは全国的な問題ではなくて、西南暖地と申しますか、九州、四国、中国、近畿、こういう地帯がおもに主産地でございせん。ただ、私香川県でございせんが、香川県なんかは麦作として麦をつくっておるものが非常に多いわけなんです。これは何と、麦は農家に比べて引き合わないものはないので、適当な農作が他にあれば、これはもうやめたいというのが実情でございせん。そういうふうな実情であります。とにかくかなりの地帯に分布して麦作が現に行なわれている。私のほうでは、特に三十八年のあの長雨被害のときには、この共済制度によつて共済金を相当支払いをされたわけなんです。いまもし麦が必須共済から除外されるというふうな事態になつてまいりますと、こういう地帯にとつては共済制度の意義は半減をされるか、あるいはそれ以上の影響を受けるわけでありまして、ただいまの局長のお話を聞いて安心をしたわけでございますが、大蔵省の意図が、とにかく二百億以上の赤字は麦が原因だからというので、そういうふうな方面から示唆をされてこの調査費が計上されておるようにも私は承り、同時に、末端の麦作地帯の農民は、これについて非常に心配をしておるわけです。そ

うでありますので、ただいまの局長の御答弁は、まあそういう地帯の人にとつてますます安心ということになると思ひますので、どうかひとつそういう趣旨で今後進んでいただきたい、こう考えるわけでございます。

それから、もう一つ麦の問題につきましても伺ひをしたいと思います。それは、被害率の算定上の問題でございせんが、言うまでもありませんけれども、過去二十年間の組合ごとの被害実績によつて掛け金率を算定するというのが三十八年の改正の一つの重要な点であります。例の長雨の被害によりまして影響を受けた地帯が西日本に相当あるわけなんです。それで、新しい掛け金率を定める審査会の審査にあたりまして、この長雨被害が二十年間の中に算入をせられるということになりました結果といたしまして、非常に掛け金率が高つてまいりました。全国的には一・六五倍、香川県の場合は一・八九倍というふうな、非常に掛け金率の増加になつてきておるわけでありまして、それで、この問題について当時その会である共済側から、これを除外してほしい、特例扱いをしてもらいたいという要求があつたようでありまして、けれども、いれられなかつた。それで、現実の結果として、いまあげたような数字になつてきていておるわけなんです。局長のこれについての見解をひとつお伺いしたいと思ひます。

○大和田政府委員 最近麦の料率の改定をいたしたわけでございますが、確かに、三十八年、三十九年の被害が大きいために共済掛け金率が御指摘のように全国で一・六五倍にふえたわけでございます。私どもこれを検討いたしました場合に、関係者から三十八、三十九の被害を落としてみたいなにかという話がかかっています。私も、私も検討はいたしたわけでございますが、農業保険のたてまえから申し上げますと、長い期間における災害をならしてどうかというところを見るわけでございますから、被害が大きいときのものを除くと、被害が全然ないようなところのものを一体どうするかという問題がございせん。ある年の被害が大き



いからそれを除くことだけでは保険数理が成り立たないわけでございます。これは長期的に農業保険の収支を均衡させるというたてまえからやむを得ないではないかというふうな結論を持ったわけでございます。ただ、実は、被害率は一・六五倍になって掛け金がそれに応じてふえるわけでございますが、国庫負担の割合が相当高くなりまして、農家の負担率というのは全国で平均一・四一ぐらいにとどまったことは、私も幸いであつたというふうに考えるわけでございます。国がそれだけ痛い目を見るときは、被害率が多くなるにつれて国の負担の割合が多くなるものですから、結果としてそうならつたわけでございます。これはいわば長期に均衡させるという保険のたてまえからいってやむを得ない処置として、ひとつ御了承いただきたいと思ひます。

○佐々委員 ただいまの御答弁に對しましてさうにお尋ねしたのであります。この掛け金率を決定する基礎になる被害率の問題については特別災害調整という農林省の内規があります。これはどういふことかという、最近における土地改良事業等の進展による生産基盤の整備に伴う安定化傾向と、いま一つは、地域的、偶発的集中豪雨等の被害事情等を勘案して、各年度の被害率のうち一定率をこえる部分に調整を加える、こういうような内規です。私は、この地域的、偶発的集中豪雨等云々といういわゆる特別災害調整の精神が、あのような異常災害によつて被害率が非常に高くなるという場合にもやはり貫かれるのがほんとうじゃないか、こう思ふのです。長い二十年間だから、やはり飛び出たところは飛び出たままにしておかなくちやならぬ、これは除くわけにいかぬというお話でありますけれども、現にここに、いまお話し申しました偶発的な問題、そういう天災の問題については考慮するということを言つておるのですから、当然私は考慮されてしかるべきだと思ふのですが、どうですか。

○大和田政府委員 三十八年三十九年の被害は別に地域的な被害ではございませんで、相当広い範囲にわたつて生じた、いわば気象的な災害でございます。いま先生が御指摘になりましたものは地域的、偶発的なもので、それは私も、保険数理のたてまえから言つて、そういう場合はある程度除外すべきものと思ひますけれども、三十八年、三十九年の被害につきましては、どうもその条文から言つて除外すべき性質のものではないわけでございます。

○佐々委員 これは地域的という文句がありますので、さういふふうには言われるのかもわかりませんが、私が言いたいのは、ああいうことは八十年に一回とか七十年に一回というふうなことを地元の者はみな申しておるわけですから、地元の者は、これは異常なものであつて、平常なものとはだれも考へておらない。その異常なものが被害率の中へ算定されるということについてはこれは困るという、この気持ちには局長としても十分お聞き取りいただきたいと思ふのです。それを、統計をとる上においてはさういふものを一々除外しておつたのは筋が通らぬ、こういうふうには言われるのも私は一つの理屈だとは思ふけれども、しかし、農民の感情、あの被害を受けた人たちの気持ちから言ふならば、あれを平常なものとして被害率の中に算定されるということについては、納得できないという気持ちを抱くのは当然だと私は思ふのです。局長はその会で、今度はやむを得ないが次回には考慮をするとかいふような御回答をなさつたかどうか知らぬが、さういふことを言われたように私は聞いておるのですが、その事実がありますかどうか、承りたいと思ひます。

○大和田政府委員 地元の農家の立場から言つて、きつめて偶発的なものであつて、それをいかに保険が長期的に均衡をとるべきものであると考へても、あれを入れてもらふのは困るという感じがすることは、私も感じとしては十分わかるわけでございます。したがつて、先ほども申し上げましたように、掛け金率の改定をいたしますときに、三十八年、三十九年の被害率を入れるかどうかというについては、私自身も問題として検討をすいふんしたわけでございます。ただ、しかしながら、どうも今回の掛け金率の算定に当たつては、それを地域的あるいは偶発的なものとして全国の数字の中に入れてないというわけにはまいらないというふうな考へて、このような結論に至つたわけでございますが、実は、農林省がさういふ掛け金率を変えますときに御相談をする審査会がございまして、その審査会の答申でございますが、御希望として、今回はやむを得ない事情があることはわかつたけれども、この次にやる場合にひとつ考へてもらへないかという話がありまして、私も、この次変えますときには十分それでは検討いたしまして、三十八年、三十九年を除くというふうにお約束はできませんけれども、とにかく十分検討いたしましてさういふふうに申し上げた経過はございまして、私はいまでもさういふふうに考へております。

○佐々委員 これはもうすでに決定されたあとでございますので、いまとやかく申してもどうにもならぬと思ひます。ただ、地元の被災地の農民の感情としては、これを考へてくれないというのはいふん無理だという印象を受けておりますので、ひとつ次回には、次回というても、これは三年先でございますけれども、そのときにはぜひ御検討をお願いして善処していただきたいと思ひます。

それから、次には家畜診療所についてお伺い申し上げたいと思ひますが、まずその初めに、私どものほうでは農業共済で一番農民が喜んでおるのは家畜診療所でございまして、診療所があるのが共済に対して意義を感じておるといふところが実に多いわけですね。ところが、現実を見ますと、単位農業共済あるいは連合会経営の家畜診療所が全国的には減少していつておるやうに承つておるのですが、その減少の状況を過去数年にさかのぼつて数字でひとつ示していただきたいと思ひます。獣医師の数もあわせてお願いいたします。

○大和田政府委員 資料を手元に持つておりませんので、後刻差し上げたいと思ひます。

○佐々委員 それでは、私が調べたのを申し上げますが、三十三年には一千六百カ所、獣医師が二千五百五十三名でございました。それが三十八年には一千三百七十七カ所になつております。それから獣医師の数は二千九名になつております。四十一年度には、これは四十二年六月二十日に委員会政府が答弁せられた数字でございますが、獣医師の数はわかりませんが、個所として一千カ所になつております。さうすると、三十三年から四十一年までに六百カ所減つておる、こういうことになりました。それから、獣医師も当初の二千五百五十三名が今日ではあるいは二千名を割つておるのではないかと思ふわけがあります。何がゆゑに、農民がきつめて重要視しておるこの家畜診療所の数がさういふふうには減り、そこに従事する獣医師の数がさういふふうには減つてまいったかということについて、局長の見解を承りたいと思ひます。

○大和田政府委員 四十一年の四月一日現在の診療所の設置個所数は千七百七、獣医師の数が千八百五十五でございました。したがつて、御指摘のやうに、設置個所も減り、獣医師の数も相当減つておることは事実でございます。これは、なかなか診療所の運営がむづかしくて、いわば赤字をかかえており、農家としては相当歓迎すべきものとして考へてゐるけれども、経営としてはなかなかむづかしいということ、私は一つの大きな問題であると思ひます。私も最近調べましたもので申し上げますと、連合会が設置いたしましたものを三十三カ所調査いたしましたところ、不足金のある診療所が、三十三カ所のうち二十五カ所でございます。一カ所当たり約二百二十万円の不足をいたしております。それから、組合が経営をしておりますものの調査を四百二十二カ所についていたしておりますが、この全体といたしましては、四十年度の収入と支出とを比べまして、収入のほうが多くて十四万円ほどの黒でございますが、四百二十二カ所のうち不足金のある診療所が百三十四カ所に及びまして、その不足金の平均が約十六万円という状態になつております。以下、市町村その他が置いてありますものの調査があり

ます、三十三年には一千六百カ所、獣医師が二千五百五十三名でございました。それが三十八年には一千三百七十七カ所になつております。それから獣医師の数は二千九名になつております。四十一年度には、これは四十二年六月二十日に委員会政府が答弁せられた数字でございますが、獣医師の数はわかりませんが、個所として一千カ所になつております。さうすると、三十三年から四十一年までに六百カ所減つておる、こういうことになりました。それから、獣医師も当初の二千五百五十三名が今日ではあるいは二千名を割つておるのではないかと思ふわけがあります。何がゆゑに、農民がきつめて重要視しておるこの家畜診療所の数がさういふふうには減り、そこに従事する獣医師の数がさういふふうには減つてまいったかということについて、局長の見解を承りたいと思ひます。

○大和田政府委員 資料を手元に持つておりませんので、後刻差し上げたいと思ひます。

○佐々委員 それでは、私が調べたのを申し上げますが、三十三年には一千六百カ所、獣医師が二千五百五十三名でございました。それが三十八年には一千三百七十七カ所になつております。それから獣医師の数は二千九名になつております。四十一年度には、これは四十二年六月二十日に委員会政府が答弁せられた数字でございますが、獣医師の数はわかりませんが、個所として一千カ所になつております。さうすると、三十三年から四十一年までに六百カ所減つておる、こういうことになりました。それから、獣医師も当初の二千五百五十三名が今日ではあるいは二千名を割つておるのではないかと思ふわけがあります。何がゆゑに、農民がきつめて重要視しておるこの家畜診療所の数がさういふふうには減り、そこに従事する獣医師の数がさういふふうには減つてまいったかということについて、局長の見解を承りたいと思ひます。



ますが、省略させていただきます。

結局、農家としては相当歓迎すべきものとして考えているけれども、経営がむずかしいので少しづつ減っているというのが残念ながら実情であらうと思います。したがって、私も四十二年度から家畜共済について相当思い切った改正をいたしますので、これは間接に診療所の収支に相当いい影響があるのではないかと、いふに期待をいたしておるわけでございます。

○佐々委員 聞きもしたかも知れぬと思うのですが、こういうふうな減少してまいった原因は一体どこにあるかということについて、もう少しはっきりしたお答えをいただけたらと思うのです。

○大和田政府委員 私、簡単に、経営がむずかしいことが一つの大きな理由ではないかといふふうに申し上げましたが、経営がむずかしいといふことの実質的な意味の一つとして、家畜頭数が相当減ったということが大きな原因になっていると思います。これは、制度的な問題を別といたしまして、現実には牛が減り、乳牛は多少ふえておりますけれども、役畜が減り、馬が減りといふことで、家畜数の減少が一つの大きな理由ではないかといふふうに思っておるわけでございます。

○佐々委員 なるほど、家畜の頭数が減ったといふことも、私、資料をいただいておりますのでその事実についてはわかりませんが、あるいはそうかも知れません。しかし、何といつても現在の診療所の経営困難といふことは、私は国庫の補助対象の獣医の数が非常に少ないといふことに根本的な原因があると思います。香川県の場合を例にとりましますと、香川県は連合会の経営でございますが、国庫補助対象の、いわゆる確認獣医といわれておる者が七名おります。総員では二十二名であります。七名だけが国庫補助の対象の獣医でございます。そのほかの獣医は、いわゆる掛け金率乙による診療収入によって独立採算的に自分の収入を得ておる。

〔森田委員長代理退席、委員長着席〕

そういうようなところから非常に経営が困難だといふのが、これが本質的な問題点じゃないか、こう思ふわけです。そこで、そういうふうなことの

ために獣医がつかない。私のほうである診療所の状況を聞きますと、二十年間の経験のある獣医の給与が年額にして八十八万三千円でございす。これは、一般のその他の獣医師、それから開業医などの収入と比べて非常に低いと思ふのです。そういうふうなところから、だんだん医師がいなくなる。医師がいなくなれば閉鎖をするといふようなことで、今日のような、次々と診療所の数が減り、獣医が減ってまいるといふ原因がそこにあるのではないかと、いふに考えるわけです。

そこで、私が先ほど来申し上げたように、家畜診療所というのに対して農民が非常に感謝しておるといふこの現実を考へてまいりますと、そういうふうな数が増え減つてまいるのを傍観しておつてよいわけはないわけです。ですから、ひとつ国においても獣医の給与だけは国庫がこれを負担する、そういうような方向に進めないものか、そしてこの診療所というものがますます農民の期待にこたえて発展をするようにできないものか、こういうふうな思ふのですが、いかがでございますか。

○大和田政府委員 私ども、家畜診療所の充実強化といふことについては今後も十分努力いたすつもりでございますけれども、直接獣医師について国が現在以上に介入することがいかどうかといふことについては、私、実は多少の疑問を持っておるわけでございます。これは今後の研究問題として考えたいと思ひます。

○佐々委員 それから、もう一つこの際お伺ひしておきたいことがあります。それは過剰診療の問題でございます。政府からのそういう交付金がないといふようなところから、採算的にとらへて診療の点数をあげる、診療の点数をあげないことには自分らの給料にもならない、普通並みの給料にならないといふようなところから、過剰診療が非常に増えつておる。過剰診療の結果はどうなるかといへば、これは事故率の増加、掛け金率の増加、加入者の減少といふような形で悪循環をまわしてまいるわけです。こういう問題について、結局のところ、こういうようなことになってくると、待遇が悪いから加入者の犠牲でそれがカバーされる、加入者が減少する、加入者が減少するから待遇は悪くなるという繰返しをやるようなことになっておるのです。このような悪循環をどこかで断ち切る必要が私はあるように考えます。これについてどういふ見解を持っておられるか、お伺ひしたいと思います。

○大和田政府委員 なかなかむずかしい問題でございますが、私も、獣医師の件費の増加といふことに備へまして、実は四十年から診療点数のうちで技術料の部分について一割四分ほどのアップをいたしたことがございます。それから、もう一つは、過剰診療といふことの弊を防ぐこととございまして、それから家畜共済制度が有畜農家といふますか畜産農家に対するサービスという意味もございまして、損害防止事業といふことに相当力を入れて、一種のこれは家畜の健康診断、集団診断といふふうにお考えいただいていと思ひますけれども、そのための費用として四十二年に新しく一億八千万円程度の経費を計上いたしました。これは経費の約七割を国が見るといふ考へで一億八千万円の予算を組んだわけでございすけれども、この家畜の集団検査あるいは健康診断をうまく動かすことによつて、相当過剰診療、したがって農家の負担がかさんで農家が離反するといふ悪循環は断ち切ることができるとは思ひます。いかんといふに期待をいたして、連合会、組合等の指導に現在つとめておる次第でございます。

○佐々委員 問題が家畜共済損害防止事業交付金の問題に絡れてまいりましたので、これについてあわせてお伺ひしたいと思います。これに見合う金額として三〇%連合会が負担をするわけ

す。しかもこの連合会が家畜診療所の経営をして

いるケースが非常に多いわけです。私のほうではそうなんです。そうすると、お金がこれに出るからよくなるだろうと言われるが、これは三割出るわけですから、連合会としてマイナス面もあるといふことも御承知おきを願わなければなりません。それから、家畜共済損害防止事業の交付金によつて獣医師の待遇がよくなるのだといふような印象をおこせばから受けましたが、現実にはこれが獣医師の待遇改善となるか、なるとするならば、一億八千万円のうちの何割くらいが現実に待遇改善となつてくるのかといふようなことについてお伺ひしたいと思います。

○大和田政府委員 損害防止事業の補助金の一億八千万円が直接獣医師の待遇改善になるといふふうに申し上げたつもりはないわけでございます。直接には診療点数のうちの技術料部分を四十年に一四〇%程度上げたといふことが一つ。それから、もう一つは、私も四十二年から家畜共済について相当根本的な改正をいたしまして、いままでの一頭一頭の引き受けではなくて、包括的な引き受けにいたしました。あるいは掛け金の国庫負担について相当な改善をいたしましたことから、まだスタートを切つたばかりでございますから、四十二年一ぱいいたしませんと効果はあらわれな

いわけでございますが、家畜頭数の引き受けは相当ふえるのではないかと、いふに期待をいたしております。家畜頭数、家畜の共済の引き受けがふえることが獣医師の待遇に関係することは、これは私は十分あり得るといふに思ふわけでございます。

○佐々委員 そうしますと、家畜共済損害防止事業交付金は、間接的に診療点数が多くなつてふえるといふだけであつて、直接的にこれは待遇改善の資とはならぬかどうか、これをお伺ひしてみたいと思ひます。

○大和田政府委員 一億八千万円の交付金でございますが、これは待遇改善に通じないといふふうに一がいに申し上げるとやっぱり正確を欠きます

ので、多少数字について申し上げますと、この一億八千万円のうちの直接費と技術料の割合を申し上げますと、直接費が約五七％で、技術料が四三％でございます。したがって、その分は獣医師に対する待遇改善といえますが、獣医師の収入に回る部分があるというふうに申し上げたほうがむしろ正確であると思います。

○佐々委員 大体わかりました。しかし、結論として家畜診療所についても一度私は繰り返して申し上げたいと思います。家畜診療所を、先ほどから繰り返して言うように、農民は非常にこれは感謝をしております。また、獣医師も犠牲的によく活動いたしておるのでございます。そういうようなものであるにもかかわらず、だんだんこの数が減少し、医師はこの世界から逃げていくというようなことが今日までなってきたわけでありまして、この際ひとつ抜本的に各診療所の拡充なり獣医師の待遇の改善ということについて御努力をお願い申し上げたいと思います。そうでありますと、せっかくの損防事業なんかにつきましても、これは現在でも人が少なく獣医師が非常に苦しいので、その上いたずらに過重な負担をかけるということだけになったのでは困りますから、待遇改善と家畜診療所の拡充について一段の御努力をお願い申し上げて、これはこれでとめたいと思います。

それから、もう一つ畜産のことについてお伺いしたいのでありますが、掛け金の国庫負担対象金額についてでございます。現在掛け金の国庫負担対象金額は幾らになっておるかということ、時価に対して、共済価額に対してどういう割合かということをお伺いしたいと思います。

○大和田政府委員 従来、国庫負担対象共済金額の限度額は、三十九年度から三十二年度の平均共済価額の五〇％を対象としたしておったわけでございます。また、掛け金の国庫負担額は、掛け金のうち死傷部分の二分の一を限度として掛け金率の高さに応じて三つの段階に区分して行なっていたわけでございます。ところが、今回の改正にあたりましては、国庫負担対象共済金額の限度額は三十九年度から四十一年度の平均共済価額の六三％、これは五頭目まででございますが、六頭以上につきましては五〇％というものを全国一律に上につぎましては五〇％というものを全国一律に対象としたことにいたしました。国庫負担の額につきましては掛け金率の高さによって段階制を設けることは廃止をいたしましたわけでございます。このため、従来の国庫負担額と掛け金率との関係で国庫負担対象共済金額が高目に定められていました一部の地域におきましては限度額が多少引き下げられるということもございしますが、国庫負担割合が死傷部分の二分の一から掛け金全体の三分の一以上に改善されましたので、農家負担が従来より増加するということは非常に少ないのではないかと考えております。

○佐々委員 ちよっと話がこまかくなったので、局長の御答弁も、どうも私の質問のからちよっとはずれているのではないかと気がするのです。むしろ課長さんからお答え願ったらいいのではないかと思ひますが、私がお伺いしておるのは、四十二年三月三十一日に農林省告示で掛け金の国庫負担対象金額を通牒せられておるわけですが、その額をあげていただきたい。そして、それが時価に対して何割ぐらいになっているかということを知りたい。金額でおっしゃっていただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 非常にこまかい御質問でございますので、あるいは私の理解が行き届かないところがあるかも知れませんが、国庫負担の対象共済金額の限度額は、乳牛の雌で申し上げますと、五頭目までが八万五千円でございます。六頭目以上が六万八千円でございます。平均の共済価額、これは先ほども申し上げましたが、三十九年から四十一年の平均でございますが、それが十三万五千円でございますから、五頭目までの八万五千円というものをこの十三万五千円に比べますと六三％、それから六頭目以上の六万八千円というものを十三万五千円に比べますと五〇％という勘定になるわけでございます。

○佐々委員 どうもそれは、東京でおられれば、牛の相場、一般取引が幾らでされておるかということについておわかりにならぬのは無理ないと思ひます。しかし、私は全国的なことは知りませんが、私の香川県のほうでは、乳牛の成年が大体二十万円、それから、和牛の肉牛、肥育牛ですが、これが二十万円、こういうような相場になっております。いま十三万五千円と言われたが、これは何の金額をおっしゃったのか、私にはちよっと理解に苦しむわけです。

ただいま申し上げた牛の一般の時価に比べますと、今度定められたところの国庫負担対象金額というものは、乳牛の雌、五頭まで八万五千円、六頭以上六万八千円、肉牛五頭まで六万七千円、六頭以上五万三千円というの、先ほど言った一般の時価に比べて四割にもなっていない。非常に低い金額でこの対象金額が定められておる、こう申してよいと思ひます。

そういうことになりまして、なるほど農民は時価の八割まで、共済価額の八割まで共済に加入をすることができても、現実にはやはり、この八割加入したものは掛け金の国庫負担がないわけですから、結局下げて、国庫負担のある部分のところまで金額を下げるよりはに国庫の負担を受けることは不可能なわけです。そういうことになってまいりますと、せっかく今度の改正によつて五分の二の負担になるのだ、四割になるのだというようにおっしゃることも、時価と国庫負担対象金額というものの開きがこれほどありましたのでは、従来の平均した国庫負担二割の線ぐらゐしか実際は恩恵を受けられないということになっておると私は思ひます。

そこで、現在の一般の取引価格、牛やその他の家畜の価格をもう少しよく検討をせられて、農民は保険に入る以上は全額補償を得たいという気持ちを持っておるわけですから、こういう国庫負担という点を足かせにして、低いところへ共済金額を定めざるを得ないというようなことはひとつやめてもらいたい。つまり、国庫負担対象金額と

いうものをもっと実情に適したように上げてもらいたい。そうすれば農民は限度額一ぱいに入るだろう、こういうのが私の結論でございます。

この点について、現在の対象金額を固執せられるつもりか、あるいはもう一度検討し直してみても通牒を改める気があるかどうかということについて御答弁をいただきたいと思ひます。

○大和田政府委員 ただいまやっておりますことは、これはもう始めておることでございますから、それを直すというふうにはまいらないわけですが、それから、将来国庫負担の対象にいたします共済金額について検討すべきではないかという御意見でありますれば、私、そのとおり実情に合わせだんだんに改善をいたしてまいりたいと思ひます。ただ、私申し上げたいことは、実は家畜共済は四十二年から制度の改善をいたしました。いままでのいろいろの実施をしておりました経験を生かして、たとえば三十六年ぐらゐの乳用牛の共済価額を申し上げますと一頭当たり十萬九千円ほどでございますが、実際農家が共済にかけたりするものは四万七千円で、共済価額に対する共済金額の割合は四割三分ほどでございます。また、それが三十九年になりました共済価額は十一万六千円ほどに上がりましたけれども、共済金額はやはり四万七千円程度で、共済価額に対する共済金額は約四割、四〇・四％でございます。したがって、共済価額まで、あるいは限度額一ぱいに共済に入るといふことは、実情としてなかなかないわけで、国庫負担の限度を打ち切っているから共済金額が上がるのだというふうにいかに申し上げられないのだらうと私は思ひます。国が国庫負担いたします額まで農家が共済に入るようになって初めてその限度を少しづつ引き上げていくということが、まず順当なやり方ではないだらうか。いま先生がおっしゃいました国庫負担の対象額をふやせという御議論は、私は将来の問題として当然検討すべきものであると思ひますけれども、なかなか実態としてはそこまではない。国庫負担の限度を押えているから

共済金額が引き上げられないという関係にはまだ直接にはなさそうだ。これはもう少し実態を検討し、特に四十二年度の制度が新しく始まる中で、あと一年ほどたちますと農家がどのくらい金額を選ぶか、限度額一ぱいまで選んでもっと限度額を上げるというふうな態勢になるかどうか、まだよくわかりませんが、そういうことの実態がわかりましたから、一つの問題として検討させていただきますというふうに思います。

○佐々委員 それは、限度額一ぱい入るうにも、それに入ると国庫負担がないから入らないという面があることをお忘れにならないようにしていただきたいと思うのです。だから、せめて八割まで加入ができるわけなんです。共済額の八割まで共済金額を定めることができるわけですから、その金額までは国庫負担をするというふうにしていただきたいと思います。現実にはそういうことにはならぬのだ、農民はそこまで入らぬのだと言われるならば、これは予算の支出もないし、そういうところへ入れるように措置をしても財政的には影響はないわけですから、決して困りになることはありません。ですから、その中で特別な人はやはり八割ぐらいまで入りたいという人があるために、ひとつこの点を考慮していただきたいと思っています。現実の国庫負担対象金額があまりにも低過ぎるということを特に私はこの際強調しておきたいと思っています。この点はひとつ、どうか実情を御研究になって、この金額を改めるようにしていただきたいと思います。

畜産についてはそれで終わります。あともうわずかでございます。それも特に意見をお聞きするだけでございますので、続けさせていただきます。まず第一は、畑作共済、その中の果樹共済について。これも今度予算措置が講じられておりますし、それから果樹保険臨時措置法案というものが提案されるように私承っております。これについての構想を、簡単によろしく申し上げますからお

聞かせをいただきたいと思っています。

○大和田政府委員 まだ提案をいたしておきませんのでございます。確定的なお話はできないわけでございますが、私もいま考えております果樹保険について御説明申し上げますと、果樹保険は、先生よく保険のことを御承知でございますが、なかなか実施がむずかしいわけでございます。とにかく米麦についてはもう相当な経験と積み上げがございますけれども、果樹につきましては、昭和三十四年の例の伊勢湾台風のとくに、長野あるいは山梨の果樹がしたたかやられました。果樹共済をやったという声があがって、それ以来私も調査研究を続けてまいりましたけれども、ミカンとリンゴをとりましても、経営の実態が違ったり、果樹保険に対する要望がまるで違うものがございまして、したがって、私ども、米麦と同じような形で全国一律にしかも強制的に災害補償の制度をしくというふうにはとても考えられない実情でございますし、といっていつまで調査検討をやっているうちにあかぬけないうちでございます。それから、臨時措置法という形で、五年間の期間を限りまして、リンゴ、ミカン、ナツミカン、桃、ブドウ等々、果樹の中で相当面積のある有力なものにつきまして、それぞれの面積の割合を主産地について実験的に保険にかけたい。そうして、その保険をつける場合は、大体主産地で相当果樹地帯としてまとまったところで希望者を募ってやる。強制的ではございません。あくまで任意でございます。そこで、米麦のように実は被害の調査の機構も十分そろっておりませんから、農家単位で三割以上被害のある場合にめんどろを見るところという制度と、五割以上被害のある場合にめんどろを見るところという制度と、二つの選択を地帯によって認めまして、これを特別に法律で権限を与えて、それぞれ県の連合会が保険の主体になる。そうして、米麦と違っていて強制ではございませんし、また経営の内容も違いますから掛け金の国庫負担というふうになかなか踏み切るわけにもまいりませんけれども、やはり何かの形

で国がめんどうを見るべきものでございまして、加入奨励金というところで実体的に一部国が掛け金についてめんどうを見る。あわせて事務費について国が負担をする。それから、漁業災害補償等いろいろいまでも実験的な試みがございまして、それらにつきましては、実験的ということ、国が特別会計で再保険するということは実はやっておらないわけでございますけれども、今回の果樹保険につきましては、国が特別会計で再保険をする、できるならば連合会の不足金に対して、先ほどいろいろ御質疑のありました農業共済基金から融資の道を講ずるということと、とにかく五年間果樹保険をやってみる。いままでも、どれだけ保険料を取りどれだけ保険金を払うというようなことを机上ではやっておりますけれども、実際掛け金授受をやらぬと、一体被害がどういいう地帯でどれだけのが起きるかというところの確認はなかなかむずかしいわけでございます。それから、五年間そういうデータを積み上げて、そのあとでその検討をまわって、本格的に実施すべきものであれば実施する、その間に問題を十分詰めたというところが実は私どもの真意でございます。提案をいたしましたのは、ひとつ十分御審議をいただきたいと思っています。

○佐々委員 そうしますと、この果樹共済については、掛け金、事務費を国庫負担をするということ、国が再保険をして特別会計でめんどうを見るところということについては、この点は間違いないですね。

○大和田政府委員 連合会が保険の主体でございしますから、連合会の事務費について国がめんどうを見る、それから、特別会計で国が再保険するということはそれとおりでございます。それから、掛け金の国庫負担というものは、果樹経営の実態から言って実はなかなかむずかしいわけでございます。しかも米麦と違って強制ではございませんから、任意でございます。それから、掛け金の国庫負担はむずかしいので、私どもは、掛け金の国庫負担はやらない、しかし何らかの形で国がめんどうを

見るということで、交付金といいますが、あるいは加入奨励金といいますが、名前は別といたしまして、掛け金の一部を国が実質的にめんどうを見るところという形で現在整理をいたしておるわけでございます。

○佐々委員 あと二点だけ質問をして終わりたいと思います。

二点の中の一点は、これはいつもよく出る問題であります。また私のほうの香川県などは、たばこをつくっている農家が多いわけなんです。このたばこが共済から除外されているということについて相当不満がございします。現在専売公社から見れば金というふうなものが出ておりますが、これはいわばその程度のもの、この葉たばこ共済についてどういふふうに考えておられるか、今後どういふふうにせられるつもりかということをお伺いしたいと思います。

○大和田政府委員 たばこは普通の作物と違っています。専売物資でございしますし、それから専売公社で一種の災害補償制度をつくっておるわけでございます。したがって、それ以上の保険をするというたしです。実際の損害のうち、専売公社の見舞い金といいますが、専売公社の災害補償で補てんされない部分を、いわば任意共済の形で農業保険の系列でやるかどうかという問題でございます。これは、私どもも、現地の組合、連合会あるいは農家から直接そういう制度をつくって欲しいという声がございします。専売物資でございしますから、いきなり農林省なりあるいは連合会の系統がやるというわけにもまいりませんので、現在連合会なり、あるいは全国の協会なりで相当検討をして、専売局と多少の話し合いはしておるわけですが、私どもも、専売公社との話し合いがつくのであれば、任意共済という形でたばこの共済をやることも十分意味があるのではないかと、いふうに、現在検討いたしておるわけでございます。

○佐々委員 専売公社と話がつかぬのであるならばというふうなおことばですが、専売公社との問題について積極的に話をせられたことがあるかな

いかということを承りたい。

○大和田政府委員 正直申し上げて、私が経済局長になりましてから、専売公社にこういう話を直接しかけたことはございません。これは、役所の立場で話すよりも、むしろ団体の立場でまずできるだけ詰めて、それから役所が乗り出すことが、事を円満に運ぶことになるのではないかと、このとき、しばらく団体のほうで検討する結果を見ていたというのが、正直申し上げての実情でございます。

○佐々委員 そういう方向へひとつ御努力をお願いしたいと思います。

最後に、鶏と肉豚の共済でございますが、これについては今度も調査費用が計上されております。毎年計上されております。ずいぶん調査期間が長くなっておりますが、これについてどういうふうにお考えになっておられるかということ。特に私が申し上げたいのは、いわゆる農業基本法による選択的拡大政策というものが早くからうたわれて、畜産、果樹に対して非常に奨励的な政策が講じられておられるにもかかわらず、果樹あるいは畜産の中の現在非常に多い鶏とか肉豚について共済制度が確立されておられないことは、これは共済制度が政策的に非常におくれておると私は見ておるわけです。これをやはり一日も早く実現することが、自民党の農業基本法政策に即応する、マツチするゆえんだとも、私は思うわけなので、いつまでも調査調査と言っておらずに、すみやかにこれを実践に移さるべきだと考えますが、この鶏、肉豚共済が今日に至ってもなお実践の段階に至らない原因は何かということをお伺いするとともに、あわせて今後の実施の見通しについて局長の見解をお聞きしたいと思います。

○大和田政府委員 私も、農業生産の選択的拡大といいますが、そういうものを推進する立場から言って、できるならばそういう選択的な拡大部分について農業災害補償をだんだん積み重ねていくことが至当であらうというふうに考えます。そういう趣旨で、今回も事務的には相当無理をして果

樹保険の相当大規模の試験実施に踏み切るわけでございますけれども、ただ、肉豚、鶏につきましてもはなお調査中で、ちょっと簡単に結論が出ませんのは、経営の実態が、鶏で申し上げますと、私から申し上げるまでもなく、副業的な養鶏から専業的な養鶏、その中でも一万羽養鶏とか十萬羽養鶏というものが出てきて、鶏の共済をやるにすれば、一体そういう経営内容の違いをどういうふうに被害率なりあるいは掛け金の算定に反映させるかということが実は非常にむずかしい問題でございます。肉豚につきましても、鶏ほどではございませんけれども、これも相当経営の内容の分化がございます。あわせて健全な共済制度を始めることは、かえって健全な共済制度の発達をおくらせることになると思っております。その点十分見通しがつくまで、やはり調査検討をして、十分慎重に見きわむべきものであらうと思っております。私は、いま鶏、肉豚の共済について、これはとてもできないというふうな結論を出しているわけではございませんけれども、ちょっと時間がかかっていることをひとつ御了承いただきたいと思っております。

○佐々委員 もう少し調査をしたいということですが、調査をしておるうちに、毎年のように豚コレラでずいぶん養豚農家が打撃をこうむっておる。御承知のとおりです。鶏なんかこの間じゅうニューカッスルで非常な打撃を受けました。皆さんが調査をしておられるうちに、刻々と、政府の畜産奨励、選択的拡大政策に即応してやっておる農民が被害を受けておるのが実情でございますので、せっかく畜産を奨励せられるのであるならば、こういう最も緊急重要な鶏とか肉豚について一日も早くこれを実施されることを望みたいと思っております。法定伝染病、こういうものを中心にして実施をすれば、私はそう困難なものではないと思うので、せつかくひとつ早期実現に御尽力をお願いしたいと思っております。私の質問はこれをもって終わりたいと思っております。

○本名委員長 中野明君。

○中野明委員 ただいま佐々委員のほうから長時間にわたって詳細に質問がございましたので、私は重複を極力避けましてごく簡単に二、三点お尋ねしておきたいと思っております。

まずその第一点といたしまして、今回の基金の出資金が、当初と違ひまして任意制をとられた。こうなつてまいりますと、出資金の性質が当然二つに分かれてくるようになるわけですが、将来そういうことがあつてはならぬと思いますが、将来において再び出資をしなければならぬ、そういうふうな事態に立ち至つたとき等を考えますと、この基金の性質が二つに分かれるということに問題があるんじゃないか。任意制ということになると、当然出資をしない農家なんかもしできた場合に、ますます複雑になるのではないかと、そのように考えられるのでありますが、この点局長の見解をお尋ねしたいと思います。

○大和田政府委員 お話のように、三十億の分につきましては強制出資で、今回の六億円分については任意出資でありますことは、形式的に言えば統一がとれておりませんから、できるならば一緒にするということが望ましいことであるわけでございます。ただ、それでは形式的に違つて非常に困難な問題が生ずるかといえます。私は、必ずしもそうではなくて、今回のように三億の任意出資にいたしましたも、連合会がとにかく応分の負担をして出資するということを承しているわけでございますから、三億の出資が連合会からあることは確実でございますし、これに基づいて政府も三億の出資をするということで、出資の確保については、別に任意出資であるからといって格段の心配は私どもいたしておらないわけでございます。強制出資か任意出資かということは、前回におきましては、先ほども申し上げましたように、ほとんどすべての連合会に不足金がございますし、たとへば任意に出資を募るといふわけにはまいらなかつた事情がございます。したがって、農家から拠出金を求めるような法律の規定も置い

たわけでございますが、今回は、これも先ほど申し上げましたけれども、赤字の連合会がございますけれども、全体としては相当力がついて、しかも三億という、従前の五分の一の額でございますから、任意出資ということと、とにかく農民に拠出を強制的に行なわせるという法律の規定を要しないので、まずまず無事に任意出資が行なわれる見通しがございまして、あえて強制出資にはしなかつた。強制出資というのは本来はできるだけ避けるべきものであつて、事情が許すならば任意出資のほうがよくあらう、それで出資が行なわれるものなら任意出資のほうがいいであらう、今後基金の事業の拡大その他いろいろ都合で出資をまた仰ぐということがあり得るわけでございますけれども、事情が許すならばやはりその際に任意出資という形をとつたほうがいいのではないかと、このように考えておるわけでございます。

○中野(明)委員 今回の場合、先ほど局長のお話にもありましたが、約一割程度農家から出資をしてもらわなければならぬような様子だということとが、連合会との話し合いの中であつたというふうにおっしゃつたようですが、その点、農家の出資の見通しはどうでしょうか。

○大和田政府委員 私が先ほど申し上げましたのは、私どもと連合会との話し合いの中で、特別積み立て金をくずしたり、あるいは一時借用したり、県から補助金をもらつたりすることによって三億の出資がまかなえるのではないかと。中には組合に対して拠出を求めたものがあるやうだ。ありまして、私どもの感じでは五割前後というふうな現在に判断をいたしておりますけれども、組合に対する出資といふことは拠出をお願いすることであつて、組合にも相当特別積み立て金その他の余剰の留保がございまして、その中でまかなわれるものがほとんどすべてではないであらうか。したがって、今回の三億の出資に關連して農家から拠出をさせるというふうにはまずならないのではないであらうかというふうに考えておるわけでございます。

○中野(明)委員 了解しました。

次にお尋ねしたいことは、先ほど佐々委員の質問にもありましたが、基金の運営経費についてでございます。これが、最近のものからちょっと見てみても、三十七年に四千六百万から、四十二年の予算では九千万と、ほとんど倍増になっておるような状態でありまして、この内訳について一点お尋ねしたいのですが、運営費の中の事業費の内容についていまいし詳しく説明を願いたいと思います。

○大和田政府委員 お答えを申し上げます。

四十二年の予算におきまして、事業費は総額二千八百九十一万五千円というものを組んでございます。これは主として会員に対するサービスを目録とした経費でございまして、おもなものを申し上げますと、多少冗長にわたって恐縮でございますが、まず調査指導費でございます。これは千八百五十六万六千円、これは会の事業運営に資するために基金がいろいろ調査をいたしますことの諸費でございます。それから普及費が二百八十五万五千円、これは基金の行なう業務あるいは財務状況を共済団体に周知させるための広告印刷費等でございます。特にこれは、基金といいますが、農業災害補償制度ができてから二十周年でございますので、その記念事業の金が多少この中に含まれておるわけでございます。さらに、基金の月報を出してあります金が二百三十万円ほど。それから、会員の行なう掛け金の徴収推進事業に協力するための推進費が九百四十万円ほどでございます。また連絡事務費が二百二十万ほどでございます。総額合わせまして二千八百万をちょっとこす状態でございますが、いずれも、単に基金の事務というだけではなくて、基金と会員とを結びつける、あるいは農業共済事業の周知宣伝にも資するための費用であらうというふうに考えております。

○中野(明)委員 先ほどのお話の中で、各共済の事務費の国庫負担の点でございます。これが、全額負担にすべきであるところを、現在では残念ながら

がらそうなっております。そういう点からみまして、いまのお話の中にも、保険料の徴収に対してある程度奨励的なものの経費もこういう中に含まれていて、そういうようなお話であったように承ったわけですから、そういうことは当然この事務費負担で国のほうからすべきものを、基金のほうである程度補っているのではないかと、基金のほうからそういうものが出るというのは筋が少し違ふのじゃないかという感じを受けるのですが、その点いかがでございますでしょうか。

○大和田政府委員 国が負担しております事務費

は基幹的なものでございまして、職員の手当、手当、それから旅費、庁費等のようなものでございまして、それが農家から組合が掛け金を徴収する場合に、それを促進する費用はとも国として予算に組みたいわけでございます。これは当然組合なり連合会なりの仕事でございます。それに対して共済基金が若干の推進費を組むということは、多少行き過ぎた感じがいたしますが、基金の本来行なう仕事からはやや離れた感じがいたしますけれども、実際には基金は連合会がつくっておりますので、農業共済事業を円満かつ健全に推進させるための制度でありますから、そこから多少お金を配るといっていいかもしれません。たしか一連合会十五万円程度で、それほど大きなものではございませんから、事業を健全かつ円滑に行なわせるための費用として基金が出すことは、それほど不適当だといって私どもきめつけるほどのものではないのではないかと、いうふうに考えております。

○中野(明)委員 先ほどもお話がありましたように、この事務費負担の点については、極力今後

努力していただくように、私のほうからもお願いしておきたいと思っております。なお、次の点でございますが、これも同じく先ほどお話が出ておりましたが、監事の権限についてでございます。現在一般新聞紙上でも非常に問題になっております特殊法人、これのことにつきましましては、人事のことにつきましても、官吏の横すべり人事じゃないかと、あるいはその内容そ

の他についてある世間で問題になっております。こういう機会でございますので、この法改正を契機にして、当局としても前向きな姿勢になって、この際監事の権限を強化して、世の中の世論がそういうときでありますから、この機会に改正をしてちゃんとしていく、特に金融機関的な性格を基金としても持つております関係上、監事の権限を法の上でもっと強化されたほうがいいのじゃないか、私どももかように考えるわけですけれども、重ねてその点についてのお考えを、できれば

次官のほうから御答弁を願えればと思っております。

○大和田政府委員 政務次官にかわって申し上げます。

先ほど申し上げましたように、私も法改正のときにその点十分検討いたしました。御趣旨のようには、監事が正当にまた厳正に業務を行なうべきことは私も期待しているところでございまして、公社、公団並みにそういう規定を置くほうがいいのではないかと、いうたことで、相当検討いたしましたわけでございまして、どうも、団体の性格から言って、国が出資しているものでございまして、設立の際に国が設立委員を任命するといふ団体ではございせんし、それから、公社、公団等と違って会員組織のものでございまして、そこで、総会でもいわば運営が会員の意思によって十分行なわれるわけでございまして、特別に公社、公団あるいは農業共済基金等にあるように直接監事の権限を強化しなくても、十分監事の権限が適正に行なわれるような団体であらうといふことで、私もあえて法の規定を設けなかったわけでございまして。共済基金はとにかく相当な金を預かっておる団体でございますから、その業務が適正に行なわれるように私どもも十分監督をいたしますし、また、監事が内部牽制組織として十分監事としての職務を行なうべきことを期待することは、先生と全く同様でございます。

○中野(明)委員 現在いろいろと、当然あり得べからざるものが起こっているのが実情でございます。して、一応いま局長が言われたように、そうあるべきが至当だとだれも考えるわけですが、多額の金を動かしているものでありますし、金融機関的な性格も持つておる関係上、それに加えて国の金も相当これに出資されているためから考えましても、この機会に監事の権限強化の項目をつけ加えておいたほうが、何かと将来の点についていいのじゃないかと、重ねて私はこのように強く考えるわけであります。だれしも、そういうことは起こらないという善意のもとに出発していると思っておりますが、それが起こっておりますのが今日の実情でありまして、私どもも、この機会にはっきりと明文化しておいたほうが禍根を残さないで済むのじゃないか、このように考えるのですが、もう一度……

○大和田政府委員 法律の問題といたしましては、私が前々申し上げておりますように、基金の会員組織であるという性格から言って、また設立の際の政府の関与のしかたにおいて、監事がいくなり農林大臣に意見を具申するといふ形は法律の規定としてなかなかとりづらいわけでございまして。私も、できるならばそういうことが監事の職務を適正に行なわせるゆえんの一つでもございまして、そういう規定を置くことに決して反対をいたすものではないと、ただ、団体の性格から言ってどうもそれが無理だといふことで法の規定にいたさないだけでございまして、監事が今後一そうその職務に精励することを十分指導をいたすつもりでございます。

○中野(明)委員 ではこの辺においておきまして、これに関連しまして共済保険のことについて一点お尋ねしておきたいと思っておりますが、この共済保険の被害の評価をする評価員というのがいっぱいいらっしゃると思いますが、この評価員のメンバーは大抵どういふふうな仕組みになっておりますか。その点お伺いしておきたいと思っております。

○大和田政府委員 農業保険の評価が適正に行なわれるかどうかということは、実はこの制度を健全に動かすことができるかどうかというこのとき



め手であらうというふうに私は思います。とにかく、先ほど申し上げましたように、掛け金に比べて、災害がありますと国からも相当金が出るような仕組みでございますから、しかも、普通の火災保険等々におきましては保険会社が損害の評価を査定するわけでございますが、農業保険につきましては、自己評価といいますが、農家の評価あるいは組合の評価から出発して国が最終的にチェックする、そういうシステムになっておるわけでございまして、評価が適正に行なわれなければ、いいかげんな評価に基づいて国が農業保険金を出すというシステムでは、とても制度がもてないわけでございます。したがって、村で評価員をきめます場合は、十分慎重にきめて、相当な篤農家でありましたり、あるいは農業にたんのうな者で、その村でも相当信用のある人を委嘱してやっておるのが通例でございます。村でそういうふうにして村自体が抜き取り調査をやつてそれを確認すること、これもございしますが、県の段階でまた抜き取り調査その他の調査をやつて、全県的に調整をして国に持っていくという場合に、国といたしましては統計調査部のあの相当膨大な機構を動員いたしまして被害の調査をやりまして、その統計調査部の調査と見合せて県の連合会からの調査をいけば査定するわけです。査定しないでそのままフリーパスということももちろんございします。そういうことをやっております関係で、従来は多少評価について国と連合会あるいは連合会と組合、組合と農家との間でトラブルがあったわけ、それが、三十八年の制度改正以前の問題として、農家が農業保険についていや気を起こして、あんなものつづいてしまえというような声が相当起こつたことの一つの理由であらうかと思ひますが、最近まず部落なり村なりの評価員の人が定まりまして、あまりむちゃな評価を村でしなくなつた。県なりあるいは全国的なチェックが相当適正に行なわれることになりまして、四十一年度の水稲につきましても、私どもと連合会との間でそんなにトラブルを起こさないうで、またしたが

て組合と農家との間でも、全然トラブルがなくなつたというふうには私も申しませんけれども、大体いいところにおさまつて、まずまず新制度が軌道に乗つたというふうに申し上げてよろしいのではないかと思います。

○中野(明)委員 あと一点、被害額とそれから保険金が支払われる額との比率なんです、これは大体どの程度になっておりますか。何段階かに分かれておると思うのですが……

○大和田政府委員 水稲で言いますと、一キロ当たりの共済金額は四十一年で九十円が最高でございします。四十二年はそれが百円になったわけでございます。それで、下はたしか三十円ぐらいまで階段を置きまして、農家が自由に選択をする。選択の場合の基準は、被害があつた場合にもらえる金は多いけれども掛け金もしたがつて多い、低い場合はその逆ということで、農家が自分で選択をするわけでございますが、たしか最高金額の五割ないし六割ぐらいのところまで選択が実際行なわれておる、全国平均で申し上げますとそういう状態であつたかと思ひます。

○中野(明)委員 その被害額になるだけ近い大きな額で保険金が払われるような、そういう現在の率を将来上げていくというお考えはございしますか。

○大和田政府委員 農業保険のたてまえといたしまして、被害が三割までのところは農業保険の対象にいたさないわけでございます。したがって、水稲につきまして収穫皆無の場合でも、理屈で考へて七割が限度でございします。共済金額と実際の価額とを一〇〇%イコールにするということでは農業保険のたてまえから言つてはなかなかむづかしいわけでございますから、現在は共済金額の九割をとつておるわけでございます。計算のやり方で多少の端数はあるわけでございますが、七割掛ける九割で、全損の場合は六三%、これは実際は六割ぐらいでございしますが、そこまでは、全損といひますか被害が一〇〇%の場合は農家が保険金をもらへるというシステムでございします。これは

相当いいところまでいつておる。しかも、水稲でございしますと、農家単位ではございせん一筆単位でございしますから、農家単位では一割の被害であつても、一筆単位にいたしますと五割の被害ということがよくあるわけで、そういう場合は、農家単位で三割の被害がある場合でなければ保険の対象にしないという場合には保険金はもらえないわけでございますけれども、一筆単位で三割の被害がありますれば、その分について保険がもらへる。その制度が非常に合理的であるかどうかという点についてはまた別の議論でございしますが、現状はそういうふうになっておるわけでございます。

○中野(明)委員 最後に、保険料の徴収でございしますが、昨年度保険料の未払い者は全国でどれくらいの数字になつておるでしょうか、ちよつとお知らせ願ひたい。

○大和田政府委員 保険料の支払いの状況は制度改正以来相当よくなりまして、翌年の三月末で統計をとつたのがございしますが、三十六年度では三月末までに八六・二%しか徴収できなかったわけでございますが、四十年産の共済掛け金につきましては、それが九六・三%というふうになり、三月末をこえてまだ四月、五月で徴収が相当あるわけでございますから、この九六・三%を一〇〇%から引いた三・七%よりも、掛け金を支払わない者の数は少ない、大体ほとんど全部が徴収されておるというのが実情でございします。

○中野(明)委員 未払い者に対する最終的な保険料の徴収、それについてはどういうふうな処置をとられておるでしょうか。その点おわかりになれば……

○大和田政府委員 法律のたてまえでは、農業災害補償法では掛け金の未払いに対して町村税等々と同じような滞納処分ができることになっております。しかし、これは村で行なつておる制度でございしますから、滞納処分をして掛け金を取るという例は、私は聞いておりません。おそらくないであらうと思ひます。払わない者に対しては、部落

の人ができるだけ払つてくれるように説得をしたり、あるいは共済組合の係員が日参をして払つてもらつておるというのが実情であらうと思ひます。

○中野(明)委員 先ほどの佐々委員の質問で大体私の尋ねたいところは網羅されておつたようでありまして、簡単にございしましたが、以上で私の質問を終わりたいと思ひます。

○本名委員長 次会は、明十一日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十分散会